

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

明治初期の財政構造改革・累積債務処理とその影響

- 井上・渋沢デフレ期から大隈財政期を経て

松方財政期まで -

おおもり とおる
大森 徹

Discussion Paper No. 2001-J-3

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

備考： 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

明治初期の財政構造改革・累積債務処理とその影響

- 井上・渋沢デフレ期から大隈財政期を経て松方財政期まで -

おももり とおる
大森 徹*

要 旨

本稿では、歴史上、抜本的な政府債務処理が行われた事例について、その背景、経緯と影響をみるために、明治維新後に明治政府によって進められた財政構造改革と累積債務処理、具体的には、旧幕藩体制下の財政構造を抜本的に改革したと考えられる秩禄処分と地租改正、ならびに旧体制から明治維新にかけて累積した旧藩債務の処理についての整理を試みた。まず、明治政府の財政バランス、プライマリーバランスの推移を概観し、経常歳入・歳出のベースでみると、明治維新後の比較的早い時期の1875年頃には均衡財政が達成されていたことを示す。次に、財政バランス等の改善の背景にある秩禄処分、地租改正、累積債務処理の推進過程を「量的削減」政策が進められた改革前期(1869～1872年頃)、「質的変更」政策が進められた改革後期(1873～1876年頃)に大別し、改革前期の「量的削減」政策は当時の実体経済活動に対してデフレインパクトを与えた可能性があると考えられること、改革後期の地租改正を中心とする「質的変更」政策がその後の明治政府の財政運営スタンスや景気変動パターンに大きな影響を与えた可能性を示す。また、西南戦争後の「大隈財政」期、「松方財政」期の経済政策について、「質的変更」政策の影響が一気に顕現化する形で、結果として、財政・金融面から景気変動を増幅するような政策が採用された可能性を論じている。

キーワード：政府債務処理、財政構造改革、財政バランス、秩禄処分、地租改正、大隈財政、松方財政

JEL classification: N15、H30

* 日本銀行金融研究所研究第3課(E-mail: tooru.oomori@boj.or.jp)

本論文を作成するに当たっては、伊藤正直教授(東京大学)、井手英策氏(日本銀行金融研究所客員研究生)から有益なコメントを頂戴した。

目次

はじめに	1
1. 明治初期の財政制度と明治政府の財政収支の推移	1
1.1 明治政府の財政収支の推移	2
1.2 財政バランスおよびプライマリーバランスの推移	3
2. 財政構造改革と累積債務処理	5
2.1 秩禄の整理・処分について	6
2.1.1 明治政府の歳入出に占める秩禄のウエイトと華・士族の規模 ..	6
2.1.2. 秩禄支給水準の切り下げ	7
2.1.3 秩禄の支給形態の変更	9
2.2 地租改正について	11
2.2.1 地租改正の前段階（旧租税制度の継承～地租金納化）	11
2.2.2 地租改正の進展（壬申地券発行～新地税導入）	12
2.3 累積債務処理について	14
2.3.1 明治政府成立当初の累積債務処理方針	14
2.3.2 「廃藩置県」と明治政府による債務の継承	15
2.3.3 各藩の抱えていた債務残高の規模	16
2.3.4 明治政府の債務処理方針と債務継承額	18
3. 財政構造改革と累積債務処理の影響	21
3.1 明治初期の物価、通貨の動向	22
3.2 「量的削減」政策の影響	23
3.3 「質的変更」政策の影響	26
3.4 大隈財政と松方財政	28
むすびにかえて	33
補論 1	35
補論 2	38
図 1～6	42～47
表 1～5	48～52
参考文献	53

はじめに

いまや、日本は世界一の借金大国である(井堀[2000])。国債および借入金の残高は 2000(平成 12)年 6 月末現在で 502 兆円(内国債と長期借入金を合計すると 421 兆円)に及んでいるほか、地方財政の借入金残高も 2000(平成 12)年度末見込みで 184 兆円となっている。2000 年 4~6 月期の名目 GDP が 497 兆円であるから、これと比較すると国および地方の借入金がいかに巨額なものであるかわかる。このような巨額な政府債務残高に対して、どのように対応すべきかという観点から、わが国の歴史上政府債務残高が急増した日露戦争後、あるいは太平洋戦争後の政府債務処理に着目する研究があるが(藤木[2000])、わが国の歴史上の一大変革期であった明治維新後においても、財政制度の劇的改革と累積した巨額の政府債務処理が行われたのである。明治初期の地租改正や秩禄処分、あるいは旧幕藩体制下で累積していた債務処理について、それぞれを個々に分析した先行研究は多いが、これらの政策を財政構造改革と政府債務処理という観点から全体として捉え、さらに、これらの政策が当時のマクロ経済に対してどのような影響を与えたのかという点を分析した研究は比較的少ないと考えられる。

そこで、本稿では、まず、旧幕藩体制の財政構造を抜本的に改革したといえる秩禄処分、地租改正、ならびに旧体制から明治維新にかけて累積した債務の処理を、明治政府による財政構造改革と政府債務処理政策の推進という観点から整理する。そのうえで、財政構造改革や政府債務処理の社会的コストの最終的な負担者は誰であったか、その過程において社会的、経済的にはどのような問題が発生していたのか、その結果として当時の経済活動にどのような影響を与えたと考えられるかという点を検討してみたい。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、1.では、明治初期の財政制度と明治政府の財政収支の推移について検討し、その特徴点を整理する。2.では、財政構造改革の具体的な政策である地租改正、秩禄の整理・処分の概要、および旧藩の累積債務処理の概要を整理する。3.では財政構造改革と累積債務処理が当時の経済に与えた影響について検討する。

1. 明治初期の財政制度と明治政府の財政収支の推移

1867(慶応3)年10月の「大政奉還」、同年12月の「王政復古」によって、徳川幕府は解体され、朝廷を中心とする新政府(以下では明治政府と称する)が成立するが、米穀という現物を租税の中心とする旧幕藩体制の財政構造は、既に18世紀中頃には貨幣経済の発達によって構造的な欠陥を露呈しており、それから明治維新までの約一世紀は幕藩体制の緩やかな解体過程であったとされる¹(賀川[1992])。成立当初の明治政府の行財政制度は、旧幕藩²体制の制度をほぼ踏襲するものであったから、事実上崩壊しているに等しい財政制度を明治政府がそのまま引き継いだのである(山本[1994])。このため、明治政府が社会体制や経済構造、あるいは産業の近代化に向けた様々な政策を実行していくに当たっては、まず財政構造改革を進めることが急務であったといえる。その中でも、旧幕藩に雇用されていた非生産的な武士階級層への秩禄支給が歳出の3~4割を占めること、米穀などの現物を中心とした租税制度のため金額ベースの歳入額が租税として納付された現物の価格(例えば米価)によって大きく変動すること、旧幕藩体制における財政制度の構造的欠陥に対するその場凌ぎの対応の結果として累積したともいえる諸大名の膨大な債務の処理が手付かずのまま残されていたこと³という点が財政運営上の大きな課題であったと考えられる。

¹幕藩体制が構造的欠陥を露呈しながらも、その後およそ一世紀近く存続した要因として、高橋[1968a]では、増税、貨幣の改鋳による収益(幕府)、紙幣の発行(各大名)、富裕商人からの借入といった点を指摘している。幕藩体制の構造的欠陥と貨幣経済の進展という点については、高橋[1968a, 1968b]、賀川[1994]などを参照されたい。

²「日本史広辞典」(山川出版社、1997)によれば、「藩」とは古代中国封建制において天子から諸国に封じられた王侯の領国を意味するもので、江戸時代中期以降、儒学者等がこれになぞらえて徳川將軍家に服属している大名家を「藩」と呼ぶようになったとしている。つまり、藩という用語は江戸時代の大名領やその支配機構の公称ではなく、ごく一部の知識階級が「術学的」(日本銀行調査局[1974])に使用していたものである。このため厳密には幕藩体制という用語を使用することに問題は残るが、ここでは便宜的に徳川將軍家と諸大名によって構成された江戸時代の体制を幕藩体制とよぶこととする。このため、江戸時代には、「藩」という行政単位は公式には存在せず、明治政府が1868(明治元年)年10月の「藩治職制」によって、府、藩、県の三治制を導入した時点から、旧幕領の府県に対して旧大名領を公式に「藩」と称するようになった。

³ なお、幕府(徳川將軍家)がこうした累積債務を抱えていたという記録は管見の限りでは見つ

1.1 明治政府の財政収支の推移

以上でみたような財政制度上の問題を抱えていた明治政府の実際の財政収支の状況はどうなっていたのであろうか。井堀[2000]では、財政収支の状況を検討するうえで、通常の財政バランスのほかに、プライマリーバランスが重要な指標であるとしている。そこで、明治政府の歳入歳出決算の計数を、井堀[2000]の定義に従って組み直すことにより、成立時点から1886(明治20)年度までの20年間の通常の財政バランス(以下、財政バランス)とプライマリーバランスを推計して、その推移をみることにする(推計方法については補論1を参照)。なお、以下の諸点に注意する必要がある。第1に、決算対象期間の問題であり、この期間の財政年度区分が大きく変動している点である⁴。第2に決算の対象範囲と会計処理の問題である。第1期～第4期については、1868(明治元)年に制定された「藩治職制」における明治政府の直轄地の府県⁵のみを対象としており、当時の全国石高の7割を占めていた各「藩」⁶は対象とされていないほか、これら府県の会計処理についても各府県において徴収した租税から行政経費を控除した残額を納入する「純額主義」(深谷[1995])によって処理されているため、府県全体の歳入歳出とは異なっている点である。

からなかった。

⁴ 明治第1期から8期までの決算期間は、第1期：1867(慶応3)年12月～1868(明治元)年12月までの13ヶ月間、第2期：1869(明治2)年1月～同年9月までの9ヶ月間、第3期：1869(明治2)年10月～1870(明治3)年9月までの12ヶ月間、第4期：1870(明治3)年10月～1871(明治4)年9月までの12ヶ月間、第5期：1871(明治4)年10月～1872(明治5)年12月までの15ヶ月間、第6期：1873(明治6)年1月～同年12月までの12ヶ月間、第7期：1874(明治7)年1月～同年12月までの12ヶ月間、第8期：1875(明治8)年1月～同年6月までの6ヶ月間、である。1876(明治8)年度～1884(明治17)年度については、当該年の7月を始期として翌年6月までの12ヶ月間である。なお、1885(明治18)年度については、当該年7月を始期として翌年3月までの9ヶ月間であり、1886(明治19)年度以降は現行の財政年度と同様に当該年4月を始期として翌年3月までの12ヶ月間となっている。

⁵ 府、藩、県のうち府、県は、天皇関係領、旧幕領、旗本領、および明治政府に反抗した諸大名から没収した領地に設置されたものである。明治政府に従ったそのほかの旧大名領のほとんどは従来の領地において旧領主を知藩事としたうえで、明治政府の新たな地方組織の「藩」となったが、それぞれ独自に租税の徴収や秩禄の支給、行政等を行っていた。

⁶ 前記のほかに、明治政府成立時に敵対した諸大名が一定の処分を受けた後に許されて再立された「藩」(旧徳川将軍家を継承した静岡藩や全領地を没収された会津松平家を継承した斗南藩、領地を大幅に削減された仙台藩等)や、旧徳川御三家の付家老や旧大名家の分家で維新政府に特に功労があり独立を認められて「新立」された藩が含まれる(中村(哲)[1994])。

1.2 財政バランスおよびプライマリーバランスの推移

明治政府の財政バランス、および歳入額から紙幣発行⁷と国債・借入金を控除した経常歳入と財政バランスベースの歳出(以下、経常歳出と称する)の推移を示したのが図 1 であり、同様にプライマリーバランス、経常歳入とプライマリーバランスベースの歳出の推移が図 2 である。

まず、第 1 期～第 4 期までの財政バランスとプライマリーバランスの推移をみてみよう。これをみると、第 1 期は双方とも歳出の 85%にあたる大幅な赤字となっているが、第 2 期、第 3 期と赤字幅を縮小し、第 4 期には小幅な黒字となっていることがみてとれる。ついで、歳入歳出の状況をみてみると、双方とも歳出が削減されている一方、歳入が大きく増加していることがわかる。前述のように、第 1 期～第 4 期までは、明治政府の直轄地である府県のみを対象としている点に注意する必要があるが、この時期には、各藩レベルでも行政経費の縮小や秩禄の支給額の切り下げなどを柱とする財政支出の削減政策が行われている(中村(哲)[1994]、落合[1999])ことや、国内の情勢が安定するにつれて歳入が増加していることを考慮すると、マクロレベルでも財政バランス、プライマリーバランスとも改善方向にあったとみてよいであろう。その後、1871 年 7 月の「廃藩置県」を経て、第 5 期以降は全国を対象としているが、第 5 期～第 8 期の期間は期ごとの振れが大きい。そこで、この期間の経常歳入、経常歳出、およびプライマリーバランスベースの歳出を平均してみると、財政バランス、プライマリーバランスとも小幅ではあるが黒字となっている⁸。これは主として歳出の抑制によるものと考えられる。1875(明治 8)年度～1888(明治 20)年度についてみると、西南戦争の戦費支出が増加した 1876(明治 9)年度、1877(明治 10)年度に財政バランス、プライマリーバランスとも大幅な赤字となった以外は黒字であり、西南戦争の戦費支出を考慮しなければ、この期間はすべて財政

⁷ 政府紙幣には、その発行・償却が決算上の歳入・歳出に計上される第一種政府紙幣と、原則として年度内の一時的な資金繰りのために発行された第二種政府紙幣(予備紙幣)があるが、ここでは前者のみを対象としている。なお、第二種政府紙幣の発行額はピーク時の 1879(明治 11)年 2 月には 20,439 千円に及んでいる

⁸ 同期間の経常歳入額の 1 期当たりの平均額は 66,765 千円、経常歳出の平均額は 65,871 千円であり、財政バランスは 894 千円の黒字となっている。次に、プライマリーバランスベースの歳出平均額は 64,397 千円であり、プライマリーバランスは 2,368 千円の黒字である。

バランス、プライマリーバランスとも黒字となっている。

財政バランス、プライマリーバランスとも赤字となっている時期についてみると、1868(明治元)年～1869(明治2)年にかけての戊辰戦争の戦費支出や経済が混乱していたと考えられる第1期～第3期、1871(明治4)年の廃藩置県の断行によって一時的に財政制度の混乱が発生した第5期、1873(明治6)年12月の秩禄奉還に伴う秩禄奉還賜金の支払と1874(明治7)年5月の台湾出兵による戦費支出が発生した第7期、1877(明治10)年の西南戦争の戦費支出が発生した1876(明治9)年度～1877(明治10)年度である。

以上をみると、明治政府成立当初は大幅な赤字を計上しているが、比較的早期に財政バランスの改善に取り組み、西南戦争前には経常的な歳入歳出のレベルでは均衡財政が達成されていたと考えられる。なお、後述のように、明治政府は廃藩置県以降、第5期～第8期の平均年間経常歳入の2倍に及ぶ旧藩の累積債務の処理問題に直面する。累積債務が増加していく状態にある時に、プライマリーバランスが改善方向にあることが財政破綻を避けるための条件であることを考慮すると、明治政府のプライマリーバランスは改善方向にあり、財政破綻を避け得る状況を比較的早期に整えていたといえるであろう。次に、明治政府によって行われた財政バランス改善のための具体的な政策についてみていくこととしたい。

2. 財政構造改革と累積債務処理

明治政府は、その成立直後から歳出削減を図るために旧幕藩体制下で武士階級に支給されてきた俸禄⁹の削減を進める一方、歳入面では現物形態の租税を金納化する財政構造改革を実施し、これらの政策は、1876(明治9)年に一応の完成をみることになる。また、旧幕藩時代、および幕末維新期の混乱の過程で累積した債務の処理に対する明治政府の対応もこの時期に行われる。つまり、旧幕藩体制を引き継いだことによって明治政府が直面した財政上の重要な問題点

⁹ この俸禄は、今日的にみれば給与の一種であると考えられるが、落合[1999]は、今日の給与との相違点として、俸禄は個人ではなく、軍事的義務を負う単位としての「家」に与えられること、「家」の構成員の生活費のほか石高に見合う家来の費用、武具・騎馬、屋敷の維持管理費用が

は、1876(明治 9)年までに一応の対応がなされたと考えられる。以下、歳出面における秩禄の整理・処分、歳入面における地租改正、および旧体制下の累積債務処理への対応について、それぞれの事実関係を整理する。

2.1 秩禄の整理・処分について

明治政府の歳出削減手段の大きな柱であった秩禄の整理・処分は、明治政府成立直後の 1869(明治 2)年 6 月の版籍奉還時点から着手され、1876(明治 9)年 8 月の金禄公債証書の交付によって完成するとされている(藤田[1949]、高橋[1968b])。また、秩禄の整理・処分は、支給水準の切り下げと、米という現物支給から現金支給という支給形態の変更という二つの側面からなっていると考えられる。ここでは、秩禄支給額が明治政府の歳入歳出に占めるウエイトをみたく、支給水準の切り下げ、秩禄の支給形態の変更の二つの側面から整理してみよう。

2.1.1 明治政府の歳入出に占める秩禄のウエイトと華・士族の規模

はじめに、秩禄支給額が明治政府の歳入歳出に占めるウエイトと当時の全人口に占める華・士族の規模についてみてみよう。

まず、明治政府の歳入歳出決算の中で、秩禄がどの程度のウエイトを占めていたのかという点について概観してみよう。なお、前述のように 1872(明治 4)7 月の廃藩置県以前については、歳入出決算の規模が大きく異なるので、廃藩置県以降の第 5 期～第 8 期間の年間平均額を利用することとする。

第 5 期～第 8 期間の秩禄の平均支給額は 21,860 千円であり、同期間の経常歳出の平均額(65,871 千円)の 33.2%を占めており、各官省経費(4,726 千円)や陸海軍費(10,115 千円)を大きく上回る規模であることがわかる。次に、歳入サイドと比較してみると、秩禄の平均支給額は経常歳入の平均額(66,765 千円)の 32.7%、経常歳入の大半を占める地稅収入の平均額(51,947 千円)の 42.1%に相当する。さらに付言すれば、この時期の秩禄支給額は後述のように 1869(明治 2)年の版

含まれることの 2 点を挙げている。

籍奉還以降秩禄の削減が進められ、秩禄の支給水準が1869(明治2)年時点の65%程度にまで大幅に切り下げられた後の金額である。一方、秩禄を支給される華・士族が当時の人口に占めるウエイトはどの程度だったのだろうか。明治前期財政経済史料集成(以下、史料集成と略)の第8巻の解題によれば、士族戸数約400千戸、士族人員2,000千人とされている。これを梅村他[1988]による1872(明治5)年時点の全国人口34,451千人と比較すると、華・士族のウエイトは約6%となる。つまり、明治初期においては、経常歳出の30%以上が全人口の6%前後の華・士族層の生活費に充当されていたということになる¹⁰。

明治政府にとって経常歳出の30%以上を占める秩禄は財政運営上大きな問題であったことに加えて、その歳出が全人口の6%に過ぎず、軍事力の供給、行政運営の担い手といった意義が薄れ、余剰労働力化しつつあった士族層に集中しているという点を改革することが急務の課題であったと考えられる。

2.1.2. 秩禄支給水準の切り下げ

1871(明治4)年7月の廃藩置県により、明治政府は中央集権化に向けて大きく前進するが、この廃藩置県に伴い、従来は各藩において支給されていた秩禄の全額を明治政府が直接負担することになったため、明治政府は抜本的な整理・処分に取り組むことになる。

1872(明治5)年2月、4月には士族の倅、二三男、隠居等への禄の支給、諸手当等といった非家禄的性質の強い秩禄を整理し、秩禄の支給を戸主の家禄に限定したほか、各藩によって区々であった家禄の計算を全国的に統一した。藤田[1949]では、これらの処分を将来の統一的な家禄処分の準備段階であると指摘している。

1873(明治6)年12月には、太政官布告によって、旧幕藩体制から継承した家禄および明治維新に際して勲功のあった者に付与された章典禄とも、100石未満の者に対してその奉還を正式に認める制度を導入した。秩禄の奉還者に対しては、

¹⁰ 「秩禄処分参考書(史料集成第8巻所収)では、家禄奉還者136千人、金禄公債の交付対象者314千人、合計450千人としており、秩禄処分完了時点の1876(明治9)年の全人口35,359千人(梅村他[1988])対比で1.3%に相当する。なお、高橋[1968b]が指摘するように、この人員数に

世襲制の永世禄の場合には秩禄支給額の6ヶ年分、一代限りの終身禄の場合は4ヶ年分を同年の貢租石代納(詳細は後述)に使用された米価により金額換算したうえで、現金と八分利付の秩禄公債¹¹を交付した。翌年11月には、この制度の適用対象が100石以上の者にも拡大され、秩禄奉還者総数は136千人、奉還禄高は併せて約112万石(金禄相場改定時の金額に換算して5,392千円)に及んだ一方、これに対する給付は、現金による奉還賜金19,328千円、秩禄公債証書交付額16,566千円の合計35,893千円であった。なお、奉還賜金の原資の過半は1873(明治6)年1月にロンドンで募集された七分利付ポンド債2,400千ポンド、邦貨換算11,712千円によって調達されている¹²。

これと並行して、明治政府は1874(明治7)年以降、秩禄奉還を申し出ていない華・士族の家禄に対して、所得税に相当する家禄税を賦課したが、その税率は0.2%~35%で高禄の者ほど税率が高く、平均税率は11.8%に及ぶとされる(藤田[1949]、遠藤[1958a])¹³。このように、明治政府は一時金の給付という「アメ」と家禄への課税という「ムチ」をもって秩禄の奉還を促していった(藤田[1949])。そして、1876(明治9)年8月には、金禄公債の交付によって、秩禄の支給が廃止されることになるが、この金禄公債の利子支払額合計は11,610千円となっている¹⁴。

さて、こうした秩禄の整理・処分の結果、支給金額がどの程度切り下げられたかをみてみよう。既述のように、秩禄の整理・処分に要した期間が長期にわたっているため、藤田[1949]に従って、秩禄の整理・処分を、版籍奉還から廃藩置県までの第1段階、1875(明治8)年9月の金禄化までの第2段階、金禄公債証書の交付までの第3段階に分けて、支給金額、および削減率の推移を整理したのが表2である¹⁵。なお、廃藩置県自体は1871(明治4)であるが、廃藩置県後の

は維新後、土籍を脱した部分が含まれていない点に注意する必要がある。

¹¹ 既述のように、1873(明治6)年の時点では秩禄が金禄化されていないので「秩禄公債」である。

¹² 発行価額は額面の92.5%のアンダーパー発行であり、抵当として地租米40万石があてられた。

¹³ 明治8年(1875年)12月には章典禄に対しても同様の禄高税が適用されることとなった。

¹⁴ 中村(哲)[1994]では、金禄公債の利子収入で社会の上層の生活が維持できるのは華族層のみであり、中・上土層でもかろうじて下層民の生活が賄える程度、下土層の場合には当時の下層民一戸当たりの年間生活費(100~120円程度)を賄うことも不可能であったと指摘している。

¹⁵ 史料出所は「自明治元年一月至同八年六月歳入歳出決算報告書(以下、八期間決算報告と略、

秩禄支給額に関する明治政府の調査が完了したのが1873(明治6)年であるため、表2では1873(明治6)年としている。

表2をみると、1869(明治2)年時点での秩禄支給額が34,622千円であるのに対して、廃藩置県後の1873(明治6)年は22,658千円であり、第1段階での削減率は34.6%である。既述のように、廃藩置県以降の第5期～第8期(1871<明治4>年10月～1875年<明治8>年6月)において、実際に支出された秩禄の平均支給額は21,860千円となり、上記の金額にほぼ等しい。第2段階である1875(明治8)年9月の金禄化時点での支給金額は17,676千円¹⁶であり、廃藩置県後の支給水準と比較すると削減率は22.0%である。秩禄の整理・処分の最終段階である1876(明治9)年の時点での金禄公債利子支払額は年額11,610千円となっており、金禄化時点と比較すると削減率は34.3%となっている。秩禄の整理・処分が開始される直前の1869(明治2)年時点とほぼ終了した1876(明治9)年時点と比較すると、削減金額は23,012千円、削減率は66.5%に及んでいる¹⁷。なお、秩禄支給額の内訳をみると、華族支給分は章典禄まで含めると増加しているのに対して、士族等への支給分が大きく削減されていることがわかる。

2.1.3 秩禄の支給形態の変更

1869(明治2)年6月の版籍奉還以前は、幕府の上級旗本、各大名の上・中級家臣などは「知行取」と呼ばれる形式、つまり、一定の領地(知行所)を幕府や主君から給与され、そこから徴収する年貢米を俸禄として受け取っていた。一方、知行取以外の幕府の旗本や御家人、各大名の中・下級家臣は、特定の知行所を持たない「蔵米取(または切米取)」という形で俸禄を支給されていた¹⁸。蔵米

史料集成第4巻所収)であり、金禄改定時の換算米価によって金額換算されている。

¹⁶ この金額は、金禄公債証書交付時の諸禄元高となった金額であり、廃藩置県後の秩禄支給高から秩禄奉還金額を差引いた金額と比較すると4,100千円多くなっているが詳細は不明である。

¹⁷ 史料集成第8巻の解題では、幕末時点の家禄総額約13,000千石に対して、1871(明治4)年の廃藩置県時点では4,920千石としている。なお、廃藩置県時点の石高と支給金額から米価を算出すると4.605円となり、仮にこの米価で幕末時点の家禄総額を金額換算すると59,865千円であるから、幕末時点から1876(明治9)年時点までの削減金額は48,255千円、削減率は80.6%という計算も可能である。もっとも、この方法では、米価の換算方法によって削減率が変わってくるため、ここでは金額ベースでの比較が可能な上記の方法を採用した。

¹⁸ この内容については、「日本史広辞典」(山川出版社、1997)による。

取の家臣に対して支給される俸禄は廩米(りんまい)と呼ばれ、現物としての米穀(現米)による支給が原則とされていたが、切米受取手形という一種の有価証券によって支給されることもあった。

版籍奉還によって、各大名や、それまで「知行取」であった者も含めて旧武士階級である華・士族はすべて「蔵米取」となり、この時点で、秩禄はすべて廩米によって支給されることとなった。藤田[1949]は、これによって、旧武士階級である華・士族の封建的土地所有からの分離が進められたとしている。

その後、1872(明治 5)年 8 月に地租の金納化(貢租石代納、詳細は後述)が全面的に許可されたこともあって、同年以降秩禄の支給も貢租石代納に使用された米価によって換算された現金支給方式(石代渡)が主流となっていったとみられる。もっとも、秩禄の現金支給といっても、秩禄の石高を石代相場によって金額換算したものであるから、基本的には旧幕藩体制における石高を基準とした支給形式という点に変化はないと考えられるので、家禄の支給額を金額によって固定する「金禄化」とは異なっている点に注意する必要がある。

続いて、1875(明治 8)年 9 月に秩禄は「金禄化」される¹⁹。この際に用いられた米価は1872(明治 5)年～1874(明治 7)年間の各地方ごとの地税の貢納石代相場の平均である。この「金禄化」の目的は、地租改正に伴う歳入面の貨幣化に対応して、秩禄の支給額を金額ベースで固定化するとともに、米価の変動と秩禄の支給額を切り離すことにあった(中村(哲)[1994])²⁰。

1876(明治 9)年 8 月には、既述のように秩禄の整理・処分の最終段階である金禄公債証券公布条例²¹が太政官布告として公布され、華・士族 314 千人に対して金禄支給額の 5～14 年分に相当する金禄公債証券が交付された。金禄公債元金は 174,643 千円であり、金禄公債証券の発行総額は 174,638 千円、利率は 5～

¹⁹ 既に 1873(明治 6)年 1 月には秩禄の貨幣による支払いが検討の対象となっていたとされる(遠藤[1958])が、歳入サイドにおいて地租改正による地租金納化が進行する中、大蔵省から再三にわたり「米穀支給」が原則の秩禄を「金禄化」すべきとの発議があり、大蔵卿大隈重信の提議に基づいて「家禄章典禄共本年より米額の称呼を廃し毎地方貢納石代相場明治五年より七年まで三ヶ年の平均を以て金禄に改定支給」することに定められた。

²⁰ なお、藤田[1949]、遠藤[1958]では、秩禄の「金禄化」によって、秩禄の整理・処分の最終段階である「公債化」への準備が整ったと指摘している。

²¹ 1875(明治 8)年 9 月に秩禄は「金禄」化されていたため、「金禄公債」である。

10%であり、公債額面未満の端金は現金によって支給された（金禄公債証書の交付状況等については表 2 を参照）。これにより、秩禄の支給は廃止され、以降は金禄公債の利子の支払(受取)という形式となった。

この処分に先立つ同年 3 月、大蔵卿大隈重信は太政官に対して家禄・章典禄の処分に関する奏議を提出している。この基本的な考え方を中村(哲)[1994]、落合[1999]によって整理すると、大政奉還によって封建制は廃止されたのであり、本来は家禄も直ちに廃止すべきであったが情勢によってそれができなかったに過ぎず、家禄は既得権益ではない、政府の歳入は国力に従いつつ、生産振興や運輸拡充など国家有用の事業に用いるべきであるが、その最大の障害は歳入の 3 分の 1 を費やしている家禄・章典禄である、しかし、無償で家禄・章典禄を廃止するわけにもいかないの、やむを得ずこれらを政府の負債とみなして 30 年間で償還するため、新たに金禄公債証書を発行する、というものである。この措置によって、「有用の財をもって無用の人を養う弊」を除去して、「無益の人をして有益の業に就」かすことができ、国家の便益としてこれに勝るものはないというのが大隈の見解である。なお、金禄公債発行のもう一つの狙いとして、市中に公債が大量に資本として出回ることで当時の経済における金融の閉塞的状况を解決することがあったとされている（中村(哲)[1994]、落合[1999]）。実際に、金禄公債発行条例の公布と同時に国立銀行条例が改正されており、両者は密接な関係を有していたと考えられるが、この点については節を改めて検討する。

2.2 地租改正について

地租改正については、経済史、財政制度史、法制史、土地制度史などの側面から多くの先行研究がある（例えば、宇野編[1957,1958]、遠藤[1958a,1958b]、関[1967]、福島[1968]、高橋[1968b]、深谷[1995]など）。ここでは、これらの先行研究を参考にして、地租改正の進行過程について整理する。

なお、福島[1968]によれば、地租改正は 1872(明治 5)年の壬申地券の発行を手始めとして、1873(明治 6)年の地租改正法の公布によって本格的に始まり、公式

には 1881(明治 14)年の地租改正事務局の閉鎖によって終了するとされている²²が、ここでは、地租改正後の新地税が導入される 1876(明治 9)年を一応の区切りとする。

2.2.1 地租改正の前段階（旧租税制度の継承～地租金納化）

明治政府成立直後の租税の取扱いについてみると、1868(明治元)年 8 月の布達によって、米穀などの現物による旧幕藩体制下の租税制度²³を継承し、それをもって財源とすることになった。この租税制度において納付される現物は、米が中心であるが、それ以外に様々な作物（大豆、漆、塩、蠟燭<ろうはぜ>など）があり、地租改正以前の段階において、明治政府は直轄府県から租税として納付される様々な現物を米納形式と金納形式に整理する作業が進められていたとされるが(深谷[1995])、地租を金納することが全国的に認められる 1872（明治 5）年前後(詳細は後述参照)までをみた場合、租税納付方式は米納が中心であったと考えられる。

1871(明治 4)年 5 月、直轄府県の郡村の中で、実際に輸送が困難な地方に対して租税の金納が許可される。これは貢租石代納とよばれるが、米納分の石高を金額換算のうえ金納する制度である。この場合の換算価格は、納税者のいる地方都市と納税地（東京、京都、大阪のうちの 1 都市）の上米の 10 月時点の時価を平均したものであり、大蔵省から通達されることとなった。この時点では、明治政府の直轄府県(全国石高の 27.6%)のみでの取り扱いであったが、廃藩置県後の 1872(明治 5)年 8 月の布告によって同様の取扱いが全国に拡大されたことにより、以降金納化が全国的に展開していく²⁴。また、これに併せて金納する場合の換算価格が納税者の最寄りの市町の 10 月 1 日～11 月 15 日間の上米平均価格に変更された。この貢租石代納は輸送コストや品質劣化、輸送中の欠損といったリスクが削減できるので急速に普及し、1873(明治 6)年の段階では租税の大

²² 法制度としては、地租に関する根本法規を一つの法律に整理した 1884(明治 17)年 3 月の「地租条例」の公布によって地租改正事業が完結するとされる(福島[1968])。

²³ 旧幕藩体制下の租税制度の概要については、上村[2000]を参照されたい。

²⁴ なお、この時点では、納税者は自らの都合により、金納、米納のどちらも選択できるというシステムであった。

半が金納されていたようである²⁵。

2.2.2 地租改正の進展（壬申地券発行～新地稅導入）

1872(明治5)年、いわゆる壬申地券²⁶が発行されるが、これは市街地地券と郡村地券に分かれており、市街地地券については従来無税であった東京、大阪、京都の三府とそのほかの都市の市街地に対して地券を発行して、地券を交付された土地所有者に対してその地価の1%の地稅を賦課することになった。この場合の地価は土地所有者の申告によるが、売買などで所有者が変動した場合は地券を書き換え、その結果として地価が変動すれば地稅額もその時点の地価の1%となるというものであった(福島[1968])。一方、郡村地券については、当初は土地の売買時点で地券を申請する形式となっていたが、その後、全国の土地所有者一般に対して地券を発行することになった。この郡村地券は土地所有の確証として土地所有者に発行されるが、租稅制度とは関係がなく、租稅は従来のもので徴収されていた。

地券制度導入の背景には、最終的に売買地価をもって新しい地租の基準とする意図があったと考えられるが、壬申地券の場合、地域により租稅負担率が異なる旧来の租稅制度を前提に売買地価が決められていたことから、これをもって新しい地稅制度の基礎とするのは不適當との指摘が各地方官より殺到した。このため、1873(明治6)年7月に地租改正法が布告され、地租改正が本格的に行われることになる。

この地租改正法の主な内容は、(1)旧来の租稅制度を廃して、新たに土地調査を行い、それに基づいて地価を決定し、土地所有者に地券を交付する、(2)調査が完成次第、土地所有者から地価の3%の定率金納地租を徴収する(このほか地方稅分として地租の3分の1を徴収することとされた)、(3)将来、物品稅の増加にともなって地租を減少させ、最終的には地価の1%とする、というものであった(中村(哲)[1994])。これにより、地稅が米價の変動と切り離され、毎年度の地

²⁵ 「地租改正報告書(史料集成第7巻所収)」によれば、1873(明治6)年11月時点で租稅の金納が「十のうち八九に居れり」という状況であった。

²⁶ 1872(明治5)年が壬申の年であることから壬申地券という。翌年の地租改正条例による地券は

税収入金額がほぼ確定することになった点は明治政府の財政運営上の大きな改革であると考えられる一方、納税者の側からみれば、地租改正以前は政府が負っていた米価変動リスクを負うことになったといえるであろう。なお、旧租税制度では土地使用者が租税を負担していたのに対して、この地租改正によって土地所有者が租税を負担することになった点や、全国一律の課税制度が導入されたという点も重要な変化点である(高橋[1968b])。

地租改正作業は地租改正法の布告直後から本格化するが、その進展状況は地域によってばらつきがあり、地租改正作業が完成した地域では、新地税、作業中の地域では従来の石代納による租税の徴収が行われていたようである²⁷。その後、1875(明治8)年8月の布告によって同年をもって石代納制度は廃止となり、1876(明治9)年以降は全国一斉に新地税が導入されることになった。なお、地租改正作業が完了していない地域では、1875(明治8)年の租税納付額を基礎にして1876(明治9)年以降の租税を仮納付させる扱いとなったとされる(深谷[1995])。

なお、この地租改正によって、新たに土地面積の測量調査と土地所有者の確定が行われ(地押丈量)、耕地・宅地の面積は4,848千町歩²⁸となり、改正以前の3,260千町歩と比較すると、48.7%の大幅増加となり、改正後の耕地・宅地の地価の総額は1,624,040千円、納税者である土地所有者は6,306千人となった。また、これと並行して収穫調査も行われ、収穫高は旧石高32,220千石に対して、地租改正後は44,250千石となり、これも37.3%の大幅増加となった²⁹。

2.3 累積債務処理について

ここでは、旧幕藩体制下において累積していた旧諸大名や幕府家臣団の国内外

改正地券という(中村(哲)[1994])。

²⁷ 中村(哲)[1994]によれば、地租改正作業が完了した府県は、1874(明治7)年：2、1875(明治8)年：0、1876(明治9)年：14、1877(明治10)年：7、1878(明治11)年：10、1879(明治12)年：7、1880(明治13)年：5となり、1881(明治14)年6月に地租改正事務局は閉鎖されたとしている。

²⁸ 1町歩は約1ヘクタールに相当する。

²⁹ この点について、中村(哲)[1994]では、耕地・宅地の面積は比較的正確であるが、収穫高については3割程度低く評価されていると指摘している。つまり、従来の研究では、政府が租税の減収を避けるために実体とかけ離れた高地価を押し付けたとしている点について、土地の面積が確定した後は、米価と収穫高によって地価が決まるので、収穫高を低くすれば地価も低く決定され、当然地租も低くなることから、収穫高を低く評価することによって地価を実体に近い水準に設定

からの借入や、大量に発行されていた不換紙幣(いわゆる藩札)といった累積債務処理問題に対して、明治政府はどのような対応方針を採用し、その結果、これらの累積債務がどのように処理されたかという点を整理してみよう。

2.3.1 明治政府成立当初の累積債務処理方針

明治政府成立直後の1868(明治元)年に布告された「藩治職制」によって、廃藩置県までは、旧大名家の大半が明治政府の地方行政組織である「藩」として存続していたと考えられることは前述した。こうした状況において、成立当初の明治政府は各藩の累積債務問題に対してどのような対応方針であったのだろうか。この点について、1870(明治3)年9月に布告された「藩制」をみると、まず、藩債³⁰の処理については、各藩とも、支消年限の目途を立てて、知藩事の家禄、士族卒家禄、そのほかの行政費用から割賦返済すること、藩札³¹についても(正金・銀との)引き換えについて目途を設けて進めることと規定されている。つまり、ストックベースの債務については基本的に各藩の責任において処理すべきというのが明治政府の当初の方針であったと考えられる。各藩は明治政府の支配下にあったとはいえ、これまで領内を支配していた旧大名家は実体的には存続しているのであるから、中央政府である明治政府が各藩の藩債・藩札や家臣団に対する秩禄の支給といった債務を負うべき義務はないということである。

もっとも、各藩とも既に幕末時点で巨額の債務を抱えており、戊辰戦争への出兵費用負担や経済の混乱などから、藩債の処理は実際にはほとんど進捗しなかった。また、藩札についても、1869(明治2)年12月に、旧幕府の許可を受けて発行していた藩札の増発の禁止、および明治維新以降に設置された府、藩、

しており、農民が一方的な高地価を受け入れさせられたわけではないとしている。

³⁰前述のように「藩」という公称が用いられるのは明治以降であり、「藩」として借り入れた債務を「藩債」というべきであるが、ここでは「藩制」中の文言に従って旧大名時代の借入を含めて藩債と称することにする。

³¹これも、厳密にいえば「藩札」とは明治以後の地方行政組織である「藩」が発行した紙幣の呼称ということになるが、「藩制」中に「藩札」の文言が使用されていることや、現在では江戸時代の大名領で発行された紙幣一般を「藩札」と称するとされる(桧垣[1989])ので、旧大名時代の紙幣も含めて藩札と称することにする。

県によって発行された紙幣の通用停止の布告を発したが徹底されず、藩札の回収も財政窮迫によって進捗しなかったようである（中村(哲)[1994]）。

2.3.2 「廃藩置県」と明治政府による債務の継承

明治政府が各藩の藩債・藩札といった累積債務処理に対して、本格的に取り組まざるを得なくなるのは1871（明治4）年7月の「廃藩置県」以降である。旧大名領地は一旦は明治政府が設置した「藩」となっていたが、明治政府は、この「廃藩置県」によって自ら設置した「藩」を廃止して、政府直轄地に設置した県と同様の行政組織として再構成したと考えてよいであろう。遠藤[1958a]は、廃藩置県によって、各藩の抱えていた藩債・藩札の処理問題を事実上明治政府が継承した形になったと指摘している。

しかし、明治政府はなぜ各藩の抱える財政上の問題に対して何らかの対応方針を採ろうとしたのであろうか。特に各藩の藩債・藩札といった債務については、廃藩時点でその全額をデフォルトするという選択肢も概念的にはあり得たのではないだろうか。この点について、遠藤[1958a]は、明治政府が外交経路を通じて旧藩の外国人に対する債務の返済を厳しく要求されており、これらの債務を返済するに当たって、内国債についても何らかの統一的な対応を採る必要があったという外交面からの理由を第一に挙げている。また、各藩の債務をとりあえず継承する方針を打ち出すことで、豪商等の支持を明治政権に引き寄せるほか、人心を安定させ、明治政府に対する信頼を高め、租税収入の確保や各種政策の浸透を企図したという内政面からの理由も指摘している。実際には、以上の諸点が複雑に絡み合って明治政府は各藩の債務を継承することになったのであろうが、藩債処理の状況をみると、後述のように外国債は現金償還によりその9割強が返済されており、事実上債権のほぼ全額が保全されたのに対して、内国債は名目額で5割強、時価評価した場合にはその9割弱が切り捨てられたに等しい³²。この点をみると、少なくとも藩債の継承については、遠藤[1958a]がその第一の理由として挙げた外交面の理由が重視されたと考えるべきである

³² 藩札を含めると、内国債務の切り捨て率は名目額で約5割、藩債を時価評価したベースで7

う。

2.3.3 各藩の抱えていた債務残高の規模

ここでは、各藩が抱えていた累積債務として、藩債、および藩札が明治維新前にどの程度の規模であったかという点、および明治政府の継承額と対応方針について整理する。

明治政府は、1871(明治4)年7月の廃藩置県とほぼ同時に、旧藩の債務を最終的に明治政府の責任において処理することを決定して、旧諸藩の抱える債務残高や藩札発行高を大蔵省に報告させる形で旧藩の債務の総額を確定する調査を開始した。この調査結果によれば、藩主(=知藩事)によって藩債として届け出られた内国債務の総額は、新貨幣に換算して74,131千円³³であるが(債務の種類と金額については表3参照)、これには、明治政府が継承すべき債務には該当しないと考えられる債務が含まれている。旧幕府が旧諸藩に対して有していた債務(表3の幕債)や、旧藩主が私償した債務(同私債)、あるいは明治政府が旧諸藩に対して有していた債務³⁴(同官金債)などがこれに該当する³⁵。よって、本稿では、これらの債務を調査結果の藩債総額から控除したものを藩債総額として取り扱うこととする。この場合の藩債総額(表3では本稿推計部分)は61,681千円である。これに加えて、外国債が総額4,002千円となっている。

次に、藩札発行高についてみてみよう。大蔵省の調査によれば、新貨幣に換算して39,094千円(届洩計算誤等修正後の金額)であるが、廃藩置県以前においては、明治政府に公式に報告された金額だけでも40,361千円、そのうち明治維新以降に発行された金額が3,048千円とされている³⁶。

割弱となる。

³³ これは明治政府に届け出た藩債の合計額であるが、これらの金額には、幕府家臣団である旗本や各諸藩の家臣団、公卿などの借入が含まれていない(高橋[1966a]、中村(哲)[1994])。この点を考慮すると、実際の商人からの借入残高はより巨額であった可能性が高いと考えられる。

³⁴ 諸藩貸付金の返納不足分、軍資金等の上納不足分である。

³⁵ このほかに債権者が返上を申し出た返上債、証文の偽造や虚偽申告などの空債がある(表3参照)。

³⁶ なお、山口[1966]、日本銀行調査局[1974]では、藩札を発行しながら廃藩置県時まで既に消滅したり届出をしなかった藩が77藩に及ぶことを踏まえて、藩札発行高総額を、新貨幣に換算して100,000千円弱と推計している。一方、新保[1980]では、前記推計に用いた金・銀両替相場

以上から、明治政府の調査により公式に確認された旧幕藩体制下の債務のうち、明治政府が継承すべき債務総額は、内国債務が藩債 61,681 千円、藩札 39,094 千円の合計 100,775 千円、外国債 4,002 千円を含めると、合計 104,777 千円となる。もっとも、これはあくまで公式に確認された債務残高であり、特に内国債務については、より巨額であった可能性もあると考えられる³⁷。

次に、各藩の債務残高が、当時の日本の経済規模あるいは明治政府の財政規模と比較してどの程度になっていたのかという点をみてみよう。

明治維新当時の日本の経済規模に関しては利用可能な統計がほとんど存在しないが、当時の総石高の計数は利用可能である。西川[1985]によれば、本来的には、この石高は水田の出来高を米穀で見積もり評価したものであるが、畑作用地や市街地³⁸も見積もり評価の対象であり、また漁獲高や農村工芸製品等も米穀で評価されていたとあるので、この総石高は、米穀の出来高で評価した各大名領地の産出額に近いと考えてよいであろう。よって、かなり大雑把であるが、前出の「八期間決算報告」に記述されている廃藩置県時点の全国の総石高をもとに当時の日本の経済規模を推計してみよう。

まず、廃藩置県当時の全国の総石高は 32,305 千石である。また、同決算報告では、明治初期の第 1 期～第 8 期（1873<慶応 3>年 12 月～1875<明治 8>年 6 月）間の平均米価³⁹を、一石当たり 5.419 円としているので、これをもとに総石高を金額換算すると、175,061 千円となる。旧藩の債務総額は 104,777 千円であるから、単純に比較すると明治維新当時の農工業産出額の 60%に相当する。ここでの総石高の金額換算値は米価の変動によって大きく変動するため、ある程度の幅をもってみる必要があるほか、商業やサービス業が含まれていないこ

が公定相場であることから過大に推計されていると指摘し、新保[1978]の両替相場を用いた場合新貨幣に換算して 47,000 千円程度と推計している。また、中村(哲)[1994]では、家臣団や公卿が発行した紙幣は私札とされ、藩札とは認められなかったことを指摘している。

³⁷ 藩債の総額と山口[1966]、新保[1978]による藩札発行高の推計を単純に合計すると、旧藩の債務残高は約 113,000～166,000 千円となる。

³⁸ なお、旧城下町の武家地、町地については石高には算入されるが領主から免租されていたとされている（関[1967]）。

³⁹ この決算報告で用いている米価は、最高が第 3 期の一石当たり 7.488 円、最低が第 5 期の 3.172 円とかなり変動している。なお、廃藩置県以前の第 1 期～4 期の平均米価は 6.267 円、その後の第 5 期～第 8 期の平均米価は 4.572 円である。

とに注意するとしても、明治政府が継承すべき旧藩の債務残高は当時の日本の経済規模に照らして、かなりの負担となっていたと考えられる。

次に、これらの累積債務を処理すべき明治政府の歳入規模はどの程度であったのだろうか。明治政府の歳入のうち主要な項目は地税であるが、第 5 期～第 8 期の地税収入額の 1 期当たり平均額は 51,947 千円であり、旧藩の債務残高は地税収入額のほぼ 2 倍の規模である。また、財政バランスの推計に用いた経常歳入の規模と比較すると、同時期の経常歳入の 1 期当たり平均額は 66,765 千円であるから、旧藩の債務残高は経常歳入の約 1.6 倍に及ぶ規模であったといえる(表 4 参照)⁴⁰。

2.3.4 明治政府の債務処理方針と債務継承額

以上のように、明治政府が継承すべき債務総額は、内国債務が藩債 61,681 千円、藩札 39,094 千円の合計 100,775 千円、外国債 4,002 千円を含めると合計 104,777 千円であるが、以下では、藩債、藩札それぞれの処理方針の概要と明治政府が最終的に継承した額について整理してみたい。

まず、藩債については、1872(明治 5)年 2 月に太政官によって示された藩債処理の指令によって、旧幕府や明治維新以降再立・新立の藩の債務の取扱いと各藩の債務のうち公私の区分が提示された。これには、幕府所領の代官所等を含む旧幕府の諸藩に対する貸金は一切棄捐すること(表 3 の幕債)、再立の藩の債務は戊辰(1868 年)以降、新立の藩については藩となった時点以降の債務のみを対象として、それ以前の債務は切り捨てること(同宿債)、各藩の藩主や家臣団の衣食住等に係る一時買掛代金については借用証文に切り替えのうえ、公用と認められる分は公債として残額は私債とみなすこと、兵器書籍車船、官庁営繕等に関する債務は公債とすること、版籍奉還後の知藩事の債務はすべて公私を区分すること、などが規定されている。次に同年 3 月、大蔵大輔井上馨による稟議に基づき、旧藩債務の処分について太政官から指令が

⁴⁰ 中村(哲)[1944]では、1864～68 年間の各藩の貢租収入額の合計額は年平均で 912 万石としている。これを第 1 期～第 8 期の平均米価によって換算すると 49,421 千円となり、累積債務残高は年間貢租収入額の 2 倍強となる。

発せられ、これによって藩債処分の方針が提示された⁴¹。主な内容をみると、1843(天保14)年に幕府が棄捐令⁴²を発しているため、同年以前の借入(表3の古債と古債滞利)はすべて棄捐すること、1844(弘化元)年～1867(慶應3)年の借入は公債として継承するが、1872(明治5)年を始期とする無利息50年年賦償還とすること(同旧債)、1868(明治元)年～1872(明治5)年の借入も同様に公債として継承するが、元金3年据置かつ四分利付25年年賦償還(同新債)とすることとなっている。その後、同年4月には、藩債のうち公債として取り扱うべき債務について、原則として政府の公債証書を交付する形で処理することが決定された⁴³。

この処理方針に基づいて、明治政府の政府債務(表3での公債額)として「採用」された藩債の金額は28,429千円であり、内訳をみると、公債証書交付の対象となる新・旧債が24,041千円、現金による償還分(即償債)708千円、租税との振替額(租税債)3,680千円となっている。残額の33,252千円は藩債としては届け出られたが、明治政府の公債としては認められず切り捨てられた(表3の削除額)⁴⁴。

次に、藩札については、1871(明治4)年12月の布告によって、廃藩置県時点の同年7月14日時点の「相場」または実勢価格によって政府紙幣と引き換えるという方針が示された。この時点での藩札の総額は39,094千円であるが、大蔵省による「精密の調査」の結果、明治政府が引換義務を負った金額は24,935千円となり、その後、明治政府は藩札と政府紙幣の引換を順次進めていった⁴⁵。

外国債については、総額4,002千円のうち、明治政府が債権者に対して「現金

⁴¹ このほかに、公私債の区別、借用証文や利息の取扱い等が詳細に規定されている。

⁴² 中村(哲)[1994]は天保の棄捐令は幕府の家臣団である旗本・御家人の債務を無利子長期年賦償還にするというものであり、旧大名の債務は対象外であるから、この措置は棄捐令の対象範囲・内容を強引に拡張解釈したものであるとしている。

⁴³ 明治財政史第8巻では、これが「内国における公債証書発行の嚆矢」であるとしている。

⁴⁴ 削除された内国藩債額33,252千円のうち、金額の大きいのは、1843(天保14)年以前の借入である古債12,026千円とその滞利分3,747千円の合計15,773千円、届出期限超過や貸借関係の証拠がない債務などの棄債14,977千円である。

⁴⁵ なお、諸藩によって回収されたり、未発行の藩札や貸付藩札の返納分の引揚、および散失分があり、1879(明治12)年6月時点で新紙幣と交換された金額は22,910千円である。また、藤田[1949]、西川[1985]では、各諸藩の藩札引換準備金3,450千円⁴⁵を明治政府が接收したと指摘しているため、これを差し引くと明治政府の実質的な継承額は19,460千円となる。

即償」という条件を提示して交渉した結果、支払金額を 3,688 千円に圧縮のうえ現金償還した。このうち 887 千円はその後債務者（各藩の旧藩主）に対しての追徴や、抵当物件を接収のうえ払い下げるなどの形で対応したので、明治政府の継承額は 2,801 千円となった。

以上から、明治政府が継承した旧藩の内国債務は、藩債 28,429 千円、藩札 24,935 千円の合計 53,364 千円であり、外国債の 2,801 千円を含めると明治政府の債務継承額は 56,165 千円となる。この結果をもとに、藩債、藩札のそれぞれの切り捨て率を算出すると、藩債については 53.9%、藩札では 36.2%となり、内国債務総額でみると 47.0%の切り捨て率である。これに対して、外国債は 92.2%が現金償還されているので、実質的に債務のほぼ全額が償還されたと考えてよいであろう。

なお、藩債のうち、公債証書を交付した新・旧債について、高橋[1968b]、中村(哲)[1994]では、1875(明治 8)年 1 月の安田商店の評価額をみると、旧債が額面の 16%、新債については 54%で評価していたと指摘しており、この評価額は前述したような極めて不利な償還条件を現在価値に引き直したと考えられる。これによって、新・旧債の公債証書交付額(新債 12,423 千円、旧債 10,973 千円)⁴⁶を評価した場合、新債 6,708 千円、旧債 1,756 千円、合計 8,464 千円となる。この金額を藩債総額から現金償還分等⁴⁷を除いた金額(57,070 千円)と比較すると、85.2%の藩債が切り捨てられたに等しいという結果⁴⁸になり、事実上デフォルトに近い状況であったといつてよい。

3. 財政構造改革と累積債務処理の影響

2.で整理したように、明治初期には秩禄の整理・処分、地租改正、旧藩の累積債務の事実上のデフォルトといった非常に思い切った政策が推進されていたと

⁴⁶ 債務額 25 円以上は証券交付、それ未満は 1 割引きのうえ現金で一括償還された。現金償還額は新旧債合計で 223 千円である(史料集成第 9 巻参照)。また、新・旧債発行額については大内[1937]参照。

⁴⁷ 即償債 708 千円、新・旧債の現金償還分 223 千円、租税との振替分 3,680 千円の合計 4,611 千円である。

⁴⁸ これをもとに藩札を含めた内国債務総額の切り捨て率を算出すると 58.5%となる。

考えられる。これらの政策を断行した背景としては、第一に、貿易収支の赤字や金・銀貨の対外流出という事態に対して、対外収支の均衡を図るということが急務であったということが挙げられるであろう。この結果として、当時の明治政府は、結果的に金本位制のディシプリンに即した緊縮的（少なくとも均衡的）財政政策を採用したという側面があったと考えられる。また、明治政府成立の原動力となった有力大名においては、緊縮財政運営と特産物の専売制度の導入などによる産業育成の組み合わせ政策を採っていたと考えられるので、明治政府の財政当局者にとっては、緊縮財政運営が常識的な考え方であったという側面も指摘できるのではないだろうか。もっとも、これらの点は仮説の域をでておらず、今後の検討課題である。

さて、これらの政策の進行過程を時系列に組み直してみると、1869(明治 2)年～1872(明治 5)年の時期(以下、改革前期)には、秩禄の支給水準の大幅切り下げと、旧藩の累積債務処理が並行的に実施されており、1873(明治 6)年～1876(明治 9)年の時期(以下、改革後期)には、地租改正の着手と新地税導入、および家禄の「金禄化」を経て金禄公債の交付が行われているということになる。この点に着目すると、改革前期は秩禄の削減と債務の切り捨てという「量的」な削減が進められた時期であり、改革後期は、主として、秩禄支給額の金額による固定化、地租の金納化と金額の固定化という「質的」な変更が進められた時期であるとの整理が可能ではないかと考えられる。そこで、以下では、「量的削減」政策が進められた改革前期、「質的変更」政策が進められた改革後期に区分して、これらの政策が経済に与えた影響を検討してみたい。なお、この点については、マクロ経済面のインプリケーション、社会的な影響、金融制度との関係、政策決定過程への影響といった観点からの検討が考えられるが、本稿では、主として、当時の物価と通貨流通高の推移を踏まえて、マクロ経済面へのインプリケーションを整理することとする。

3.1 明治初期の物価、通貨の動向

はじめに、幕末から明治初期にかけての物価の動向を概観してみよう。図 3 は、1858(安政 5)年～1889(明治 22)年にかけての新保[1978]の一般物価指数と大川

[1967]の総合支出物価指数を 1879 年時点で接続した物価指数(以下、新保・大川指数と略)と、有田・中村(隆)[1992]による東京卸売物価指数(以下、東京指数と略)である。これをみると、両指数とも、1859(安政 6)年の開国以降、1862(文久 2)年、1868(明治元)年に一時的に下落した以外は、新保・大川指数では 1869(明治 2)年、東京指数では 1870(明治 3)まで上昇していることがわかる。その後、1872(明治 5)年にかけて両指数とも急速に下落し、1873(明治 6)年以降上昇に転じるが、新保・大川指数では 1875(明治 8)年、東京指数では 1876(明治 9)年に再び下落している。1877(明治 10)年以降は両指数とも上昇に転じ、1881(明治 14)年にピークを迎えた後、東京指数では 1884(明治 17)年、新保・大川指数では 1886(明治 19)年にかけて下落している。

この間の物価の動きを概略すると、1859(安政 6)年～1869(明治 2)年にかけての物価上昇局面、その後の 1872(明治 5)年にかけての物価低下局面、1873(明治 6)年～1876(明治 9)年の相対的安定局面、1877(明治 10)年～1881(明治 14)年の物価上昇局面と、その後の 1884(明治 17)年にかけての物価低下局面と整理できると考えられる。

次に、国内現金通貨流通高についてみてみよう。図 4 は、旧貨幣(金銀貨、銭貨)、藩札を含めて明治初期に実際に流通していたと考えられる貨幣、紙幣⁴⁹の合計を国内現金通貨流通高としたものである(内訳および国内通貨流通高の推計方法については補論 2 を参照)。これによれば、国内現金通貨流通高は、1858(安政 5)年から幕末にかけて急増し、1869(明治 2)年にピークとなった後、1875(明治 8)年まで減少傾向にあり、1876(明治 9)年～1877(明治 10)年は微増となっていることがわかる。旧貨幣、藩札については推計値であるため、ある程度の幅をもってみる必要はあるが、少なくとも、1869(明治 2)年から 1877(明治 10)年までの国内現金通貨流通高は減少傾向にあったと考えてよいであろう。その後、1878(明治 11)年に急増するが、1879 年(明治 12)年～1884(明治 17)年にかけては再び減少に転じていることがわかる。

⁴⁹ ここでの政府紙幣流通高は、第一種政府紙幣と第二種政府紙幣の合計額を使用している。

3.2 「量的削減」政策の影響

3.1 でみたように、1869(明治 2)年～1872(明治 5)年の時期は、新保・大川指数、東京指数とも急速に低下した局面であるが、これは、既述のように秩禄支給水準の大幅切り下げと累積債務処理が行われた時期に一致する。有田・中村(隆)[1992]では、この物価低下局面を当時の財政・経済政策の中心であった井上馨、渋沢栄一の名前を冠して「井上・渋沢デフレ」と呼んでいる。また、中村(隆)[1985]では、この時期に行われた藩債、藩札の処理などの結果、通貨が急激に収縮したことが物価低下の主因と指摘している。確かに、明治政府がその一部を継承したとはいえ、特に藩債については事実上のデフォルトに近く、高橋[1968b]や西川[1985]が指摘するように、旧藩の累積債務は、東京(江戸)、大阪、京都などの富裕商人、あるいは各藩の地元の豪農商といった債権者の負担によって処理されたと考えてよいであろう。これによって債権者である富裕商人層に大きな打撃があったことは中村(隆)[1985]の指摘するとおりであろうが、むしろ、この時期に行われた「量的削減」政策が全体として実体経済活動に対してデフレインプクトを与えたのではないかと考えられる。以下では、この点を検討してみたい。

まず、秩禄の整理・処分が与えた影響を考えてみよう。廃藩置県後の秩禄支給額は 1869(明治 2)年時点と比較すると 65%程度にまで切り下げられている。これは、明治政府にとっては財政バランスの改善をもたらしたのであるが、士族側からみれば所得の大幅な低下である。さらに、この金額は本来支給すべき水準であり、実際には秩禄の遅配が多く発生していたようであるから、支給水準の切り下げに加えて、秩禄が円滑に支給されないという状況であったといえる。さらに、廃藩置県と徴兵制度の導入によって士族層はその職務を失いつつあり、秩禄支給の廃止が現実問題となっていたので、将来の所得水準についても大幅な低下が予想されていたと考えられる。この点を見ると、所得の低下による士族層の消費行動の停滞が経済活動に大きな影響を与えた可能性があると考えられる。

次に、旧藩債務の事実上のデフォルトによる影響を考えてみよう。これによって、東京(江戸)、京阪神地区の富裕商人や、各藩の地元の商人が抱えていた債権

は事実上回収不能となったことになる。特に、京阪神地区の富裕商人は、1868(明治元)年 5 月の銀目廃止令⁵⁰によって破産の危機に直面したり、資力の減退が起きていたと考えられるので、この旧藩債務のデフォルトは致命的な打撃を与えたといえるであろう。こうした商人層への打撃は金融面のみならず、实体经济面にも影響を与えたと考えられる。まず、金融面の影響という点では、商人が担っていた米穀を現金化する機能がストップすることになるので、士族あるいは各府県の資金融通手段が大きく損なわれたと考えられる。次に、实体经济面については、米穀や商品作物を消費地に輸送するという流通機能が停滞するという点が大きかったと考えられる。この点について、加藤[1958]は、地租の金納化が進展する過程においては、旧来の商人層は幕末以降萎縮していたため対応できなかったほか、従来のように各藩が江戸、大阪などの商人を利用して米穀を大消費地に輸送してそれを換金するという手段も採れないため、地方の米価が低下するという結果を招いたとしている⁵¹。図 5 は、1870(明治 3)年～1886(明治 19)年にかけての各府県の米価の変動係数、および米価の前年差の標準偏差の推移をみたものであるが、これをみると、米価の変動係数、米価前年差の標準偏差の動きは、1870(明治 3)～1873(明治 6)年にかけてと、1877(明治 10)年以降では、明らかに変化していると考えられる。この点を見るかぎり、1870(明治 3)年～1873(明治 6)年の時期には、米について全国的な市場が機能しておらず、地域的に市場が分断されていたのではないかと考えられる。こうした金融面、实体经济面の混乱は、各藩や府県、士族層の経済活動全般に影響を与えたであろうし、また、米や商品作物の流通市場の混乱は、当時の農民層が自給自足経済的な部分を多く残していた(加藤[1958])とはいえ、農民層に対しても何らかの影響を与えたのではないかと考えられる。

次に、米価の低下による影響を考えてみよう。有田・中村(隆)[1992]では、この時期について、総合卸売物価指数と米価指数の動向が概ね一致しているとし

⁵⁰ 丁銀、豆板銀といった秤量銀貨の通用を禁止し、銀目(銀建て)による貸借を両建てに書き換えることを命じたもの。これにより銀目手形を持つものが両替商に殺到して金融パニックになったとされる(西川[1985])。

⁵¹ この時期に、米穀の取引に参入していくのが明治政府の官金出納事務を担当していた三井、小野、島田組といった商人である(加藤[1958])。

ているので、物価低下局面は米価の低下局面であったと考えられる。表 5 は、この時期の納税者、政府、華・士族間の現物と現金の流れを簡略化したものである。まず、納税者(=農民)についてみると、租税は米穀という現物によって納付するので、輸送コストや輸送中の品質劣化・欠損という問題はあるが、米価が低下しても納税石高は一定である。もっとも、自家消費する分を除いた米は商人に売却していたと考えられるので、この部分については米価の低下により、現金収入が減ることになる。次に、政府にとっては納付された現物を換金する必要があるため、米価の低下は現金ベースの歳入額の低下に直結することになる。既述のように、経常歳出の 30%以上を占める秩禄の支給は基本的に現米(または切米受取手形)形式であったとはいえ、貨幣経済の進展によってそれ以外の歳出は現金によって支出されていたと考えられるので、現金ベースの歳入額の減少は財政運営上問題を生じることになる。この点は、政府から廩米によって秩禄を支給されていた華・士族も同様であり、米価の低下は現金ベースの収入の減少に直結する。なお、貢租石代納や秩禄の石代渡のシステムにおいても、納税・秩禄支給の基準は米の数量(石高)であるため、同様の問題が発生することになる。つまり、この時期においては、納税者、政府、華・士族の三者が米価変動リスクを負っているため、三者とも米価高が望ましいにもかかわらず、米価が急速に低下したため、現金ベースの収入が減少していた可能性が高いと考えられる。

既述のように、井上・渋沢デフレの要因として、中村(隆)[1985]は通貨の収縮⁵²という金融面に着目しているが、この時期の米価の低下や「量的削減」政策、特に累積債務のデフォルトがもたらした金融・流通市場の混乱が、金融面に加えて实体经济の停滞化を招いたということも、井上・渋沢デフレの要因として挙げられるのではないだろうか。

3.3 「質的変更」政策の影響

1873(明治 6)年～1876(明治 9)年にかけての「質的変更」政策の影響を検討し

⁵² 中村(隆)[1985]では、旧貨幣が退蔵されたことも通貨収縮の要因としているが、旧貨幣が退蔵

てみよう。

まず、秩禄の金禄化の影響を考えてみよう。秩禄の金禄化によって秩禄は支給水準がさらに切り下げられたうえで、一定の金額に固定され、その後の金禄公債の交付によって、秩禄の支給は廃止され、金禄公債の利子という形になったことは既述した。これによって、政府は、支給水準の一段の切り下げに加えて、秩禄と米価の連動を切り離し、支払金額を固定化することに成功したといえる。一方、華・士族にとってみれば米価の変動に関わらず、一定の金額が支給される方式となったので、米価が安定的に推移、または低下することが望ましいということになったといつてよい。

次に、地租改正についてみてみよう。地租改正に際しての明治政府の方針としては、旧租税の水準を維持しようとしていたとされているが(藤田[1949]、関[1967])、地租改正は増税という形で納税者の負担を上昇させたのであろうか。この点を、国税分と地方諸経費の負担分である民費を含めて考えてみよう。

「地租改正報告書」による旧地租の総額は 52,368 千円(うち耕地・宅地分が 52,206 千円)である⁵³。次に、藤田[1941]による 1873(明治 6)年～1875(明治 8)年の民費の年間平均額を算出すると 17,401 千円となり、両者を合計すると 69,769 千円となる。この金額が旧租税制度のもとで実際に納税者が負担していた金額であると仮定する。一方、改正後の地租額は 49,463 千円(うち耕地・宅地分 48,721 千円)であり、同様に民費の 1876(明治 9)年～1877(明治 10)年平均額を算出すると 20,097 千円となり、合計額は 69,560 千円である。従来は無税であった市街地に対する地税の増加分 548 千円を差し引いても 69,012 千円であるから、全体としての税額はほとんど変化していないといつてよい⁵⁴。つまり、マクロレベルでみた場合、地租改正は増税とはいえないのである。

しかし、中村(哲)[1994]によれば、地租改正に反対する農民一揆が 1875(明治 8)

されたということは通貨の流通速度の低下と考えるべきではないか。

⁵³ 「八期間決算報告」による第 5 期～第 8 期の地税の平均収入額は 51,947 千円であり、新地税が導入されたと考えられる 1875(明治 8)年度の実際の地税収入額は 50,345 千円である。

⁵⁴ なお、地租改正によって全国一律の課税制度が導入されたことで、地域ごとには新地租の負担額の増減があったようであり、旧租税が「西高東低」の傾向にあったため、新地租導入による負担額は「西減東増」となったとされる(関[1967])。

年～1876(明治9)年にかけて多く発生⁵⁵しており、特に1876(明治9)年の12月には参加人数、地域の広さでも過去最大規模の農民一揆が勃発したとされている。また、佐々木[1989]では、この時期における農民一揆の多発について、収穫高と米価の決定に対する不満が原因の場合が多いとして、地租改正自体に対する反対というよりも、地租改正の結果として決った租税負担に対する不服運動というべきであると指摘している。いずれにせよ、マクロレベルでみた租税額がほとんど地租改正以前と同水準であるにもかかわらず、この時期に地租改正に対する農民の抵抗が激化していたと考えられるが、この点をどのように考えるべきであろうか。

ここで、表5の下段をみてみよう。既述のように、地租改正によって地税は米価と切り離されて一定の金額に固定されることになったので、納税者のみが米価の変動リスクを負担するという形に変化しているのである。このため、米価が低下すると収穫代金に対する租税負担率は上昇し、逆に米価が上昇すると租税負担率は低下することになる。この点を図6によって確認してみよう。図6は、1874(明治7)年～1886(明治19)年の一石当たりの全国平均米価と、耕地1町歩当たりの平均地価を400円、平均収穫高を16石と仮定して推計した収穫代金に対する地税負担比率の推移である⁵⁶。これをみると、全国平均米価は1875(明治8)年～1876(明治9)年にかけて低下し、農民の米売却収入に占める地税負担比率が上昇しており、農民の租税負担感が強まったと考えられる。この点が、この時期に農民一揆が多発したことの一つの要因といえるのではないだろうか。

次に、地租改正が明治政府の財政運営にどのような影響を与えたのかという点を見てみよう。地租改正以前には、米価高が歳入額の増加に直結するのが明治政府の財政構造であったが、地租改正後は、米価の変動にかかわらず毎年度の歳入の大半を占める地税収入額が、地租改正時点の地価を基準としてほぼ確定

⁵⁵ 地租改正に反対する一揆の件数は、1874(明治7)年：2件、1875(明治8)年：10件、1876(明治9)年：19件となっている(青木[1971])。

⁵⁶ 全国平均米価は、「地租改正関係書類彙纂(史料集成第7巻所収)」中の付録15表により算出した。また、ここで用いた平均地価と平均収穫高は、「貨幣制度調査会報告(史料集成第12巻所収)」による。なお、税率は、1875(明治7)年～1876(明治9)年までは地税3%と地方税分1%の合計4%、1877(明治10)年以降は地税2.5%、地方税分0.5%の合計3%として推計した。

している(換言すれば、税収弾性値が1を大きく下回る)という財政構造に変化したといえる。既述のように、この時期は米価と一般物価の動向がほぼ平行であることを考慮すると、政府にとっては、ストックベースの債務の実質価値の削減につながるとしても、名目歳出額の増加につながる米価や物価の上昇は必ずしも望ましいことではなく、米価も含めて物価全般が安定的であることが望ましい面もあるということになる。その一方で、米価、物価の上昇は実質ベースでの納税者(土地所有者)の手取り所得を増加させるので、それ自体が景気刺激的効果を持ち、景気と同方向に動くことになった考えることができる。この点で、地租改正は西南戦争期をはじめとするその後の明治政府の財政運営方針、ならびにその後の景気変動パターンに大きな影響を与えたといえるであろう。

以上で整理した地租改正を中心とする「質的変更」政策の影響が一気に顕現化するのが、1877(明治10)年に勃発した西南戦争以降の物価上昇局面とその後の物価低下局面、つまり、一般に「大隈財政」と「松方財政」といわれている時期なのである。そこで、やや本稿の対象の範囲を逸脱するが、次に、「大隈財政」期と「松方財政」期について概観しておくこととする。

3.4 大隈財政と松方財政

3.1 では、1877(明治10)年～1881(明治14)年までを物価上昇局面、その後1882(明治15)年～1884(明治17)年を物価低下局面と整理したが、まず、前者の物価上昇局面についてみてみよう。この時期の財政担当者は大隈重信であるが、中村(哲)[1994]によって大隈の財政運営方針を整理すると、当時における日本経済の根本問題は国際収支の不均衡と正貨流出にあるというのが大隈の認識であった。また、関税自主権のない状況では輸入抑制のための保護関税政策は採り得ないので、輸出産業を振興して輸出増進を図ると同時に輸入品を代替する国内産業を興す殖産興業政策が重要であり、このために必要な政策は、道路・橋梁・港湾といったインフラ整備と産業資金の豊富な供給であるが、金融制度が十分に発達していない当時の状況では、政府が産業資金を供給せざるを得ず、積極的な通貨供給政策が必要であるとしている。

既述のように、秩禄の整理・処分は金禄公債の発行によって終了するが、これ

は歳出削減手段であると同時に、殖産興業のための通貨を供給する手段でもあった。すなわち、金禄公債が発行された 1876(明治 9)年 8 月に国立銀行条例が改正され、国立銀行の資本金の 8 割を金禄公債を中心とする 4%以上の利付公債で政府に預託し、それと同額の銀行券の発行が認められる⁵⁷こと、残りの 2 割を政府紙幣で保有し銀行券の引換準備とすることとなった。これによって、明治政府は国立銀行券の正貨兌換を放棄するとともに、国立銀行の設立条件を大幅に緩和して金禄公債を資金とする国立銀行の設立を促す方針を採ったのである。実際に、通貨流通高をみると、1876(明治 9)年～1877(明治 10)年には微増に転じていることがわかる。この改正を今日的な観点でみると、財政赤字のファイナンスのために増大した公債を引き当てるに銀行部門が通貨供給を増加させたという意味で、公債の中央銀行引受により通貨供給を増加させた高橋財政期に類似しているといえるのではないだろうか⁵⁸。

続いて、1877(明治 10)年 1 月には、農民層の不満に対する妥協策として、参議兼内務卿の大久保利通の主導によって地租の減税が行われ、地租は 3%から 2.5%、地方税分も 1%から 0.5%に引き下げられることになった。この減税の最大の要因は地租改正に対する農民・地主層の抵抗運動の圧力であるが、中村(哲)[1994]は、秩禄の整理・処分が金禄公債の発行により完了し、財政負担軽減の目途がついたことも背景にあると指摘している。そして、同年 2 月に、明治政府成立以降の近代化政策や財政政策に反対する土族の反乱としては最大規模である西南戦争が勃発し、政府紙幣 27,000 千円、第十五国立銀行からの借入 15,000 千円が戦費として市中に散布されることになる⁵⁹。この時期の明治政府の経済政策の流れを今日的な観点でみると、非常に興味深いことに通貨供給量の増加を通じた金融緩和(金禄公債の発行と国立銀行条例改正、西南戦争の戦費支出による政府紙幣、国立銀行券の市中散布)、減税、財政支出の拡大(西南戦争の戦費

⁵⁷ 金禄公債の発行に伴う公債価格の低下防止という側面もある。

⁵⁸ 寺西[1982]では、明治初期においては、正貨と国内通貨の関係が絶たれているので、事実上変動為替相場制であったと指摘している。この点も金本位制から離脱していた「高橋財政」期との比較のうえで重要な点と考えられる。

⁵⁹ 一般的には、西南戦争による政府紙幣の増発がその後の物価上昇の原因であるとされるが、政府紙幣の増加の時期と物価上昇のピークまでに 3 年のラグがあることについて疑問が多く提起されている(山本[1983]、西川[1985]、寺西[1983])。

支出)といった景気刺激手段がほぼ同時期に採られていることがわかる。

藤野[1994]は、この間の物価上昇の主因を西南戦争による通貨の増大ではなく、金禄公債の発行とそれに続く銀行設立ブーム、つまり上記の政策のうち金融緩和政策に求めており、それをきっかけに投資ブームと消費ブームが起きたため、大規模かつ長期の景気上昇が実現していたと指摘している。しかし、こうした側面に加えて、この時期の制度的減税と地租改正に伴う税制構造の変化による実質的減税の影響も大きかったのではないかと考えられる。つまり、地租改正の結果、租税の金納化と金額が確定したため、米価が上昇すると実質的な租税負担が軽減されることになる点は既述したが、前出の米価の動向と収穫代金に対する地租負担比率を推計した図6をみると、1877(明治10)年の減税と、おそらくは西南戦争をきっかけとする米価上昇によって1880(明治13)年にかけてその比率が大きく低下していることがわかる。よって、この時期の地租引き下げという制度的減税と米価上昇に伴う実質的な減税効果が広く国内に消費ブームをもたらしたという側面もあると考えられる。一方、収入が金額ベースで固定されている政府や士族などの金利生活者はこの物価上昇の被害者となった。つまり、政府(および士族層)から、農民を中心とする納税者に対して所得移転が発生していたと考えてよいであろう。この点は、1890(明治23)年に当時の大蔵大臣の松方正義から内閣総理大臣の山県有朋に提出された「紙幣整理始末」(日本金融史資料明治大正編<以下、金融史資料と略>第16巻所収)によっても確認される。なお、この物価上昇によって明治政府の公債負担が軽減されたことを強調する見解(大内[1937])がある。確かにストックベースの債務についてみればこの指摘は妥当であると考えられるが、既述のように、当時の明治政府の最大の収入源である地租の金額が確定しており、物価上昇はフローベースでの財政バランスの悪化につながる点を考慮すると、物価上昇によって債務負担軽減を企図していたとまではいえないであろう。

また、この時期の産業について前出の「紙幣整理始末」では、商業では投機ブーム⁶⁰が発生して実業を顧みないという状況である一方、巨額の資金を必要とす

⁶⁰明治年間米価調節沿革史(史料集成第11巻所収)によれば、この時期には米、株式、金銀貨幣

る大規模な製造業については、高金利のため起業しようという動きがみられなかったとしているほか、「其の一時物価騰貴の為め商工業に繁栄の形況あるは禍気の漸く蓄積するの兆候にして一朝潰崩の機熟するに至れば其害患の及ぶ所寔に測られざらんとす」と述べており、この点では、当時の経済に「バブル」が発生していたといえるかもしれない。

大隈重信が財政政策を担当していたこの時期に採られた政策は、大隈自身が意図していなかったにせよ、既述のような景気刺激的な政策の組み合わせとなっており、積極財政の元祖といってよいであろう。また、以上の観点から「大隈財政」をみた場合、後年の「高橋財政」期の政策と共通点が多いと考えられるが、その比較、検討については今後の課題としたい。

その後、西南戦争終結により財政運営自体は均衡財政に復しているほか、1879(明治 12)年には国立銀行の新規設立が停止されることで金融緩和要因が剥落し、1881(明治 14)年以降米価が低下したため⁶¹、この点からの実質的な減税効果も剥落し、収穫代金に対する地租の比率も上昇に転じている。これにより、農民は「虚空の購買力」を失ったことに加えて、投機ブームも「潰崩」したため、景気は急速に後退に転じ、産業全般に「其害患の及ぶ所」となったといえるであろう。こうした状況のもとで、1881(明治 14)年 10 月に財政担当者は大隈重信から松方正義に代わり、いわゆる「松方財政」を迎えるのである。

この「松方財政」期は、「松方デフレ」とも呼ばれ、明治財政史や日本銀行百年史などによれば、財政政策を中心に強力な緊縮政策が採用されたというのが通説的見解である。確かに、1881(明治 14)年度～1882(明治 15)年度にかけては、税収が前年度比 10%前後の増加となっている一方、経常歳出はほぼ横ばいであり、「松方デフレ」期に緊縮財政運営が採られたという点は事実であろう。なお、松方自身は 1919(大正 8)年に行った「紙幣整理」(金融史資料第 16 巻所収)と題する講演のなかで、松方財政当時の経済状況について、紙幣整理を実行す

に対する投機が過熱していたとされる。

⁶¹前出の明治年間米価調節沿革史によれば 1880(明治 13)年 4 月に行われた米商会所に対する取引停止とその後の規制の強化によって相場が鎮静化したことが、1881(明治 14)年に米価が低下したことの背景にあるのではないかと考えられる。

ると甚だしい不景気になると考えていたようであり、また、寺西[1982]も、松方による紙幣整理を意図した緊縮財政運営によって松方デフレが引き起こされたという説を紹介している。しかし、寺西[1982]、西川[1985]が指摘するように、大隈財政のもとで採られた景気刺激的な政策の反動とその後の投機ブームの崩壊によって、既に経済はデフレ局面に入りつつあったと考えられる。この点を考慮すると、松方が進めた緊縮財政運営が経済にデフレインパクトを与えたという点は事実であるとしても、緊縮財政運営とその結果としての紙幣整理が松方デフレを引き起こした主因とまではいえないのではないだろうか。

松方財政を今日的観点で評価するべき点としては、松方が紙幣整理を推進するに当たって、物価の下落が経済に与える影響をある程度予測していた点であると考えられる。実際に、前出の講演の中で、物価が下落した場合、農民の地租負担が増加し、商工業者も不況に陥ると考えていたと述べており、やや後講的であるとしてもこの点は卓見といえるであろう。井堀[2000]では、1997(平成9)年成立した財政構造改革法が当時の橋本内閣の経済政策の失敗として批判されていることを指摘したうえで、実証的な研究が行われていないにも関わらず、一般的なレベルでは、景気が後退している時期に、財政再建を優先したから、ますます景気が悪くなり、財政再建もできなくなってしまったというのが支配的見解であるとしている。このような見解に従えば、松方財政はまさに景気が後退している時期に、増税と歳出抑制を実施したのであるから、「松方財政」期は経済政策の失敗した時期ということになるであろう。もっとも、松方自身は不景気の最中に紙幣整理と均衡財政運営を進めれば政界や経済界から強い批判が寄せられることを予想していたようである。このため、松方は紙幣整理を推進するに当たって、明治政府の有力者を列席させたうえで、明治天皇に対して、物価が下落し、不景気になれば各方面から有力な反対が起きるが、こうした反対意見のために紙幣整理を中止するぐらいなら、はじめから着手しない方がよいという自説を展開し、着手する以上は中途で見合わすことは決してないという明治天皇の言質を取っていたことが前出の「紙幣整理」中に述べられている。つまり、松方は、緊縮財政運営と紙幣整理という政策に対するコミットメントを強化するために、「錦の御旗」を得たうえで政策を推進したといっ

もよいであろう。

むすびにかえて

本稿では、わが国の歴史上の一大変革期である明治維新から明治初期にかけての、明治政府の財政制度と財政収支の推移を整理し、比較的早期に財政バランスの改善に取り組み、西南戦争以前には経常的な歳入歳出のレベルでは均衡財政が達成されていたことを指摘した。次に、明治政府によって行われた財政バランス改善のための具体的な政策として、歳入面では地租改正、歳出面では秩禄の整理・処分に着目して、明治初期には劇的な財政構造改革が行われていたことを整理するとともに、これと同時期に行われた旧幕藩時代から幕末維新时期にかけて累積した債務処理について整理した。この結果、地租改正は政府がインフレを起こすインセンティブを抑制する方向に働いていた一方、農民層にとってはインフレが所得の増加させる方向に働いていたと考えられることを指摘した。また、秩禄処分は士族層の所得水準の大幅な低下をもたらしたことや、累積債務処理のなかでも藩債については事実上のデフォルトが行われたため、富裕商人に大きな打撃を与えたことで、米などの市場の混乱を招いた可能性があることを指摘した。こうした明治政府の政策がマクロ経済に与えた影響については、まず、1870(明治 3)年～1872(明治 5)年にかけての物価低下局面では、秩禄の整理・処分と、藩債の事実上のデフォルトが全体として実体経済活動に対してデフレインパクトを与えていた可能性を示唆した。次に、1877(明治 10)年～1881(明治 14)年にかけての物価上昇局面においては、金融緩和、減税、政府支出拡大といった景気刺激手段がほぼ同時期に採られていることを整理したうえで、秩禄の整理・処分の結果として発行された金禄公債が金融緩和政策にとって重要な役割を担っていたこと、地税の制度的減税とその後の物価上昇によって政府や士族層から農民層に対して所得移転が発生して、農民層の消費活動を活発化させたほか、物価上昇によって投機ブームが発生していた可能性があることを指摘した。また、この時期の政策には、後年の「高橋財政」期との共通点が多いのではないかとの仮説を提示した。1882(明治 14)年以降の物価の低下については、それ以前の景気刺激的な政策の反動と、投機ブームの崩壊に

よってもたらされた可能性が高いと考えられること、いわゆる「松方財政」については、物価下落が経済に与える影響をある程度予測していたこと、物価下落が景気の悪化をもたらした場合の各方面からの反対意見を封じ込める手段を予め打っておいたことを示した。

次に、残された論点を整理してみたい。第一に、明治初期に地租改正、秩禄の整理・処分、累積債務処理といった思い切った政策が推進されたこと背景として、当時の経済政策担当者の政策遂行上の優先順位についての詳細な検討が必要である。第二に、地税を基礎とする税制構造のもとでは、政府がインフレを起こすインセンティブが抑制されるのではないかという点については、明治初期のみならず、長期的な政府の歳入構造、税制の変化といった点から検討を加える必要があると考えられる。また、政府の歳入構造が政府の政策決定過程にどのような影響を与えたのかという論点も今後の課題である。このほかにも、取り上げるべき論点は多岐にわたると考えられるが、上に挙げた諸点と併せて今後の検討課題としたい。

以上

補論 1

明治政府の財政バランス・プライマリーバランスの推計について

井堀[2000]によれば、公債残高が経済規模(= GDP)を上回るペースで累増しないという意味において、中・長期的に財政政策が維持可能となる条件として、経済成長率(ないし税収の成長率)が利子率を上回ること、プライマリーバランスが黒字であること、の2点を挙げている。このうち、の条件については、本稿の対象期間である明治初期においてはデータの制約から検証することが難しいが、の条件については検証が可能である。そこで、明治政府の決算書のデータから、通常の財政バランスとプライマリーバランスを導出することとした。

井堀[2000]では、財政バランスとプライマリーバランスを以下のように定義している。

財政バランスの赤字幅

$$= \text{歳出} - \text{税収} = \text{プライマリーバランスの赤字幅} + \text{公債の利払い費}$$

なお、明治政府が作成した決算書上の「歳入」には、国債や政府紙幣の発行収入、民間からの借入金収入が含まれている。一方、決算書上の「歳出」には、国債償還や紙幣償却、借入金返償といったストックとしての債務返済にかかる支出が含まれている。そこで、この点を調整したうえで、財政バランスの推計を行うこととする。

まず、税収については、決算書上の「歳入」から借入金と国債、紙幣発行額を控除した額がこれに該当すると考える。この中には、地税をはじめとする狭義の税収に加え、官業収入等の経常収入が含まれる。次に、歳出については、決算書上の「歳出」から借入金返償と国債費のうち元金償還額、および紙幣償却額を控除する。プライマリーバランスの算出に当たっては、債務返済調整後の歳出から、さらに借入金と国債の利払い費を控除する。

これらの関係は以下の式で表される。

財政バランスの赤字幅

= (決算書上の「歳出」 - 借入金元金償還額 - 国債元金償還額 - 紙幣発行額)

- (決算書上の「歳入」 - 借入金 - 国債 - 紙幣発行額 - 準備金繰入れ額)

= プライマリーバランスの赤字幅 + (借入金利払い費 + 国債利払い費)

この借入金と国債の元金償還額、利払い費については、明治財政史第3巻の決算書の計数、同第9巻の附表の計数を利用した。また、紙幣償却額については、「明治三十年幣制改革始末概要(史料集成第11巻所収)」の各年の紙幣償却額の計数を、年度変換(当該年の償却額 / 2 + 翌年償却額 / 2 = 当該年度の償却額)のうえ使用した。

1877(明治10)年2月~9月にかけて発生した西南戦争の戦費支出は特別会計で処理されているため、一般会計の歳出には含まれていないほか、会計年度(当年7月~翌年6月まで)も1876(明治9)年度、1877(明治10)年度にまたがっている。しかし、この時期の明治政府の財政運営を考える場合、西南戦争の戦費支出を歳出に含める必要がある。西南戦争の戦費支出は41,568千円であるが、これは政府紙幣の増発と国立銀行からの借入(国立銀行券の増発)によってファイナンスされているので、本稿では、政府紙幣、国立銀行券の双方の流通高の推移に着目し、西南戦争費を各年度に按分した(資料の出所は、明治財政史第3巻、同第11巻である)。

まず、1877(明治10)年2月の西南戦争勃発時点から1876(明治9)年度末である1877(明治10)年6月までの、政府紙幣と国立銀行券の流通高の増加額は政府紙幣505千円、国立銀行券7,031千円の合計で7,536千円となっているので、これを1876(明治9)年度内に支出された西南戦争費と仮定して同年度の歳出に計上した。また、西南戦争の戦費支出額から1876(明治9)年度支出分を差し引

いた 34,032 千円を 1877(明治 10)年度の戦費支出として同年度の歳出に計上した。なお、1877(明治 10)年度中の政府紙幣と国立銀行券の流通高の増加額は合計 34,964 千円(政府紙幣 27,008 千円、国立銀行券 7,957 千円)であり、1877(明治 10)年度の戦費支出額と仮定した金額にほぼ匹敵するので、この推計は概ね妥当であると考えられる。

以上

補論 2

幕末から明治期の国内現金通貨流通高の推計について

本稿の対象としている明治初期には、政府紙幣、国立銀行券、為替会社紙幣、明治政府の鑄造した新貨幣(金・銀貨、補助貨)に加えて、旧幕藩体制下で鑄造された金貨、銀貨、銭貨(以下、旧貨幣)、藩札などの現金通貨が流通していた。従って、幕末から明治初期の国内通貨流通高の推移をみるうえでは、旧貨幣、藩札も現金通貨に含めることが適当と考えられる。この点に関して、山口[1963]が、大蔵省編纂の「旧新金銀貨幣鑄造高並流通年度取調書」をもとに、1601(慶長 6)年から 1869(明治 2)年にかけての金銀貨の流通量(両、貫文ベース)を整理しているほか、山口[1966]では、1842(天保 13)年時点の徳川幕府による藩札発行高の調査結果が紹介されている。また、藤野[1994](以下、藤野推計とする)は、1868(明治元)年～1888(明治 21)年にかけての旧貨幣、藩札を含めた国内通貨流通高を推計している。本稿では、1858(安政 5)年～1884(明治 17)年について、藤野推計では捨象されていた 国立銀行券、 新貨幣、を国内現金通貨流通高に含めたほか、旧貨幣、藩札について、以下のように独自の推計を試みた。

なお、政府紙幣、国立銀行券、為替会社紙幣、新貨幣、藩札の国内流通高の計数については、明治財政史第 12 巻、日本銀行百年史資料編などから利用可能である。

1. 旧貨幣

- (1) 1858(安政 5)年の旧貨幣の国内流通高については、山口[1963]の同年の流通高を 1874(明治 7)年時点の明治政府の新貨幣との交換レートにより円換算した。その際、秤量銀貨については、新保[1978]による同年の金銀相場 1 両 = 72.49 匁により両換算し、1 両 = 1 円により円換算した。
- (2) 1867(慶応 3)年、1868(明治元)年については、山口[1963]による 1869(明治 2)年の旧貨幣の流通高全額を同様に円換算のうえ、日本銀行[1973]から明治政府による旧貨幣(貨幣司二分金、同一分銀、同一朱銀等)の鑄造高を算出し、

これらの鑄造は、1868(明治元)年中に行われたものとみなして、この金額を控除して1867(慶応3)年の流通高とした。

- (3) 1869(明治2)年以降については、以下の式により旧貨幣の国内流通高を推計した(資料出所は「貨政考要(史料集成第13巻所収)」である)。

1869年～1870年までの国内流通高

= 1868年末時点の国内流通高 - 1868年以降当該年までの金銀の純輸出額
(除く外国貨幣)

1871年以降の国内流通高

= 1870年末時点の国内流通高 - 1870年以降当該年までの旧貨幣の純輸出額
- 1870年以降当該年までの旧貨幣の政府回収分相当額

1870年以降当該年までの政府回収分相当額

= 1870年以降当該年までの新貨幣鑄造高 - 1870年以降当該年までの金銀の純輸出額

なお、金銀の純輸出額の計数については、暦年ベースに変換したうえで使用している。また、同計数は、1872(明治5)年以降についてのみ利用可能なため、1869(明治2)年～1871(明治4)年については、1872(明治5)年～1876(明治9年)6月の期間の純輸出額の月次平均額(671千円)を算出し、それを年額換算した8,501千円の純輸出が発生していたと仮定した。なお、外国銀貨については、1872(明治5)年～1883(明治16)年6月までの純輸入額を算出して各年に均等に割り振ったほか、新貨幣の鑄造については、国内の金銀産出量がほとんど無視し得る大きさであると仮定し、すべて旧貨幣の改鑄によると考えた。

2. 藩札

- (1) 1858(安政5)年時点の藩札流通高は山口[1966]による1842(天保13)年時点

の発行高の計数をそのまま使用した。

- (2) 1867(慶応 3)年～1870(明治 3)年については、明治財政史第 13 巻中の廃藩置県以前の 1870(明治 3)年時点の藩札流通高(40,361 千円)から、明治維新後の藩札発行額(3,048 千円)を差し引いて 1867(慶応 3)年の藩札流通高を 37,313 千円とおいたうえで、直線補完により 1868(明治元)年、1869(明治 2)年の藩札流通高を推計した。
- (3) 1871(明治 4)年以降については、明治財政史第 12 巻等の計数を利用した。

以上

図1 財政バランス等の推移

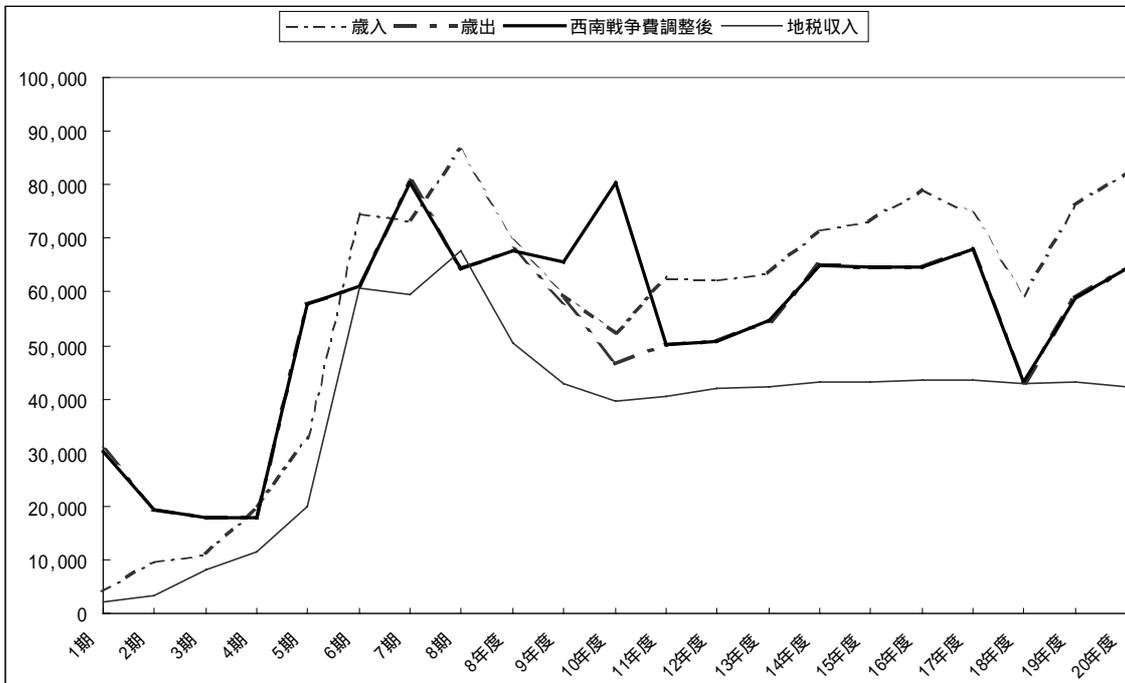
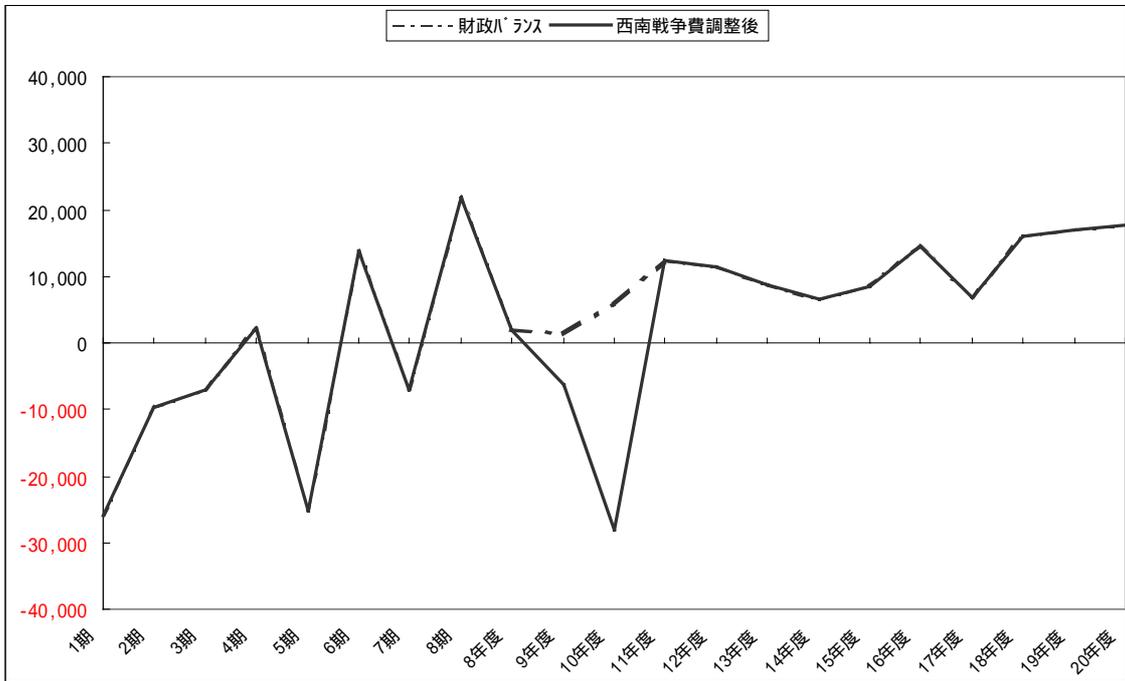


図2 プライマリーバランス等の推移

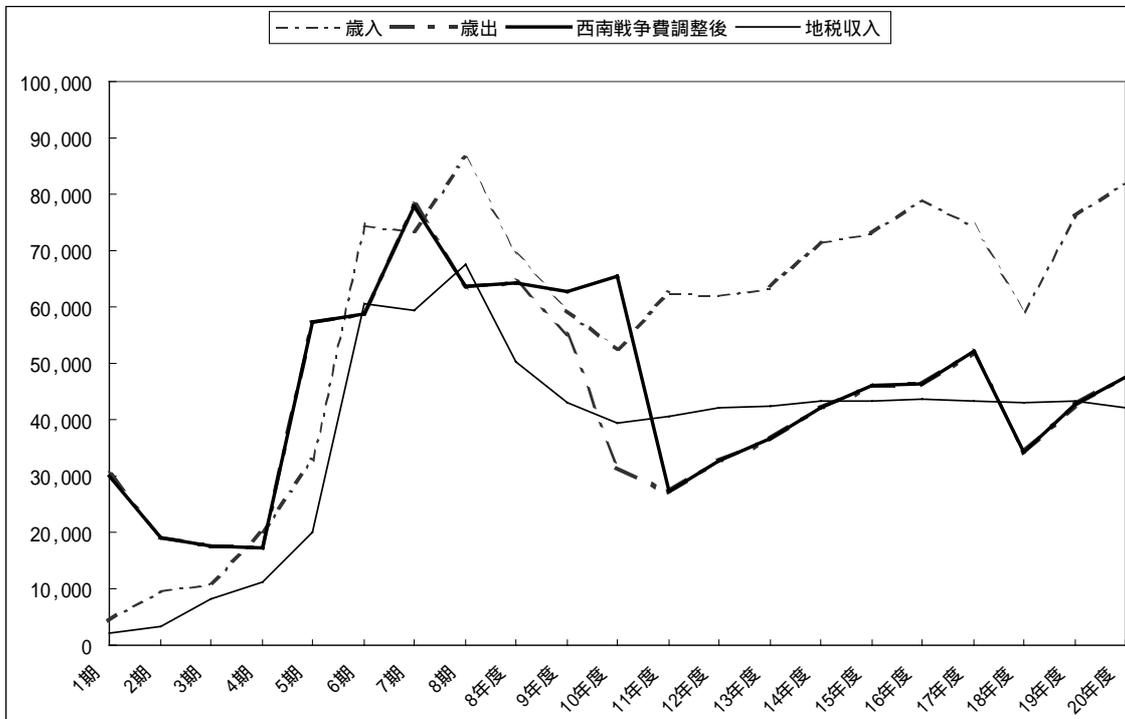
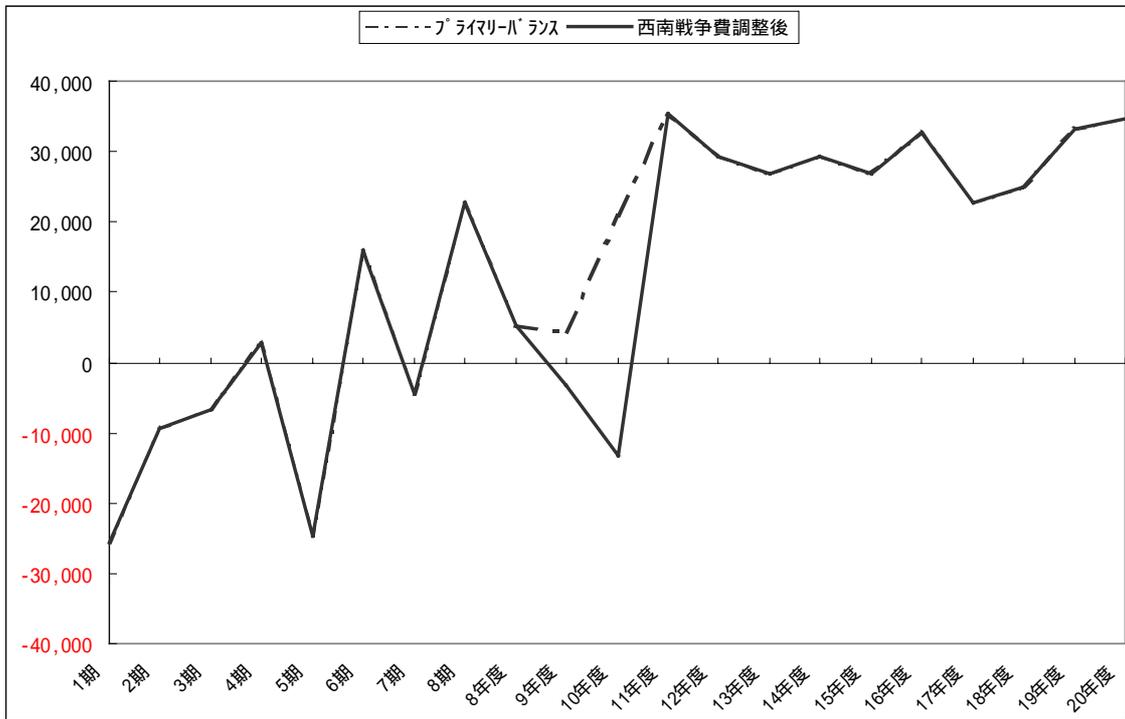


図3 物価指数の推移

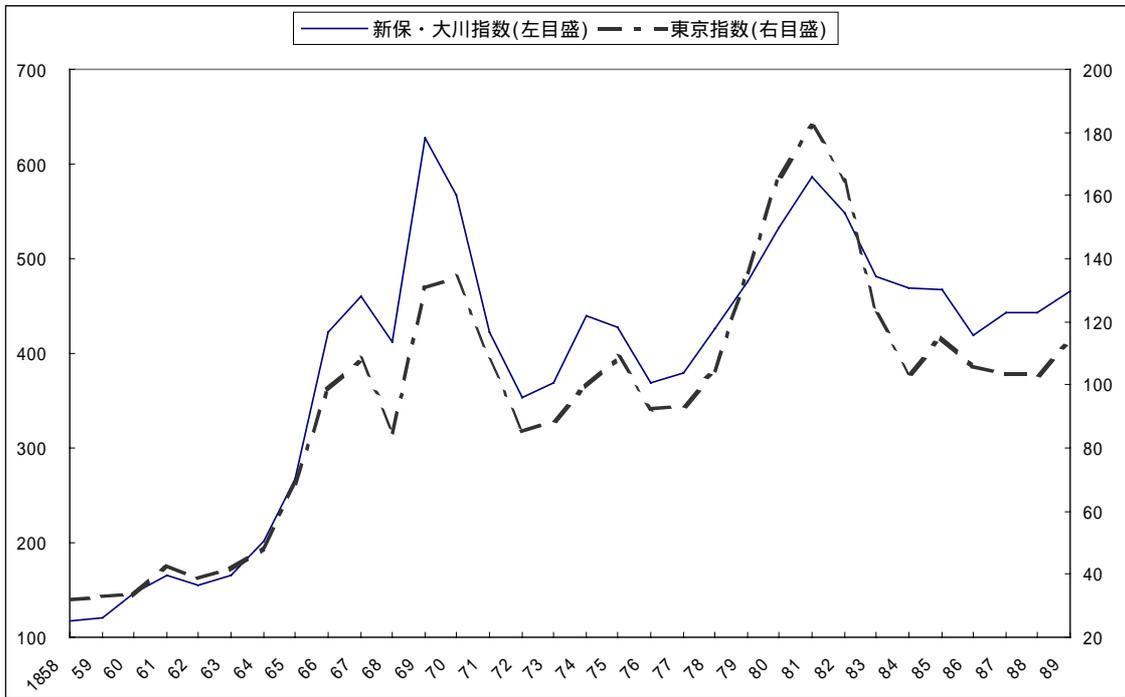


図4 国内現金通貨流通高の推移

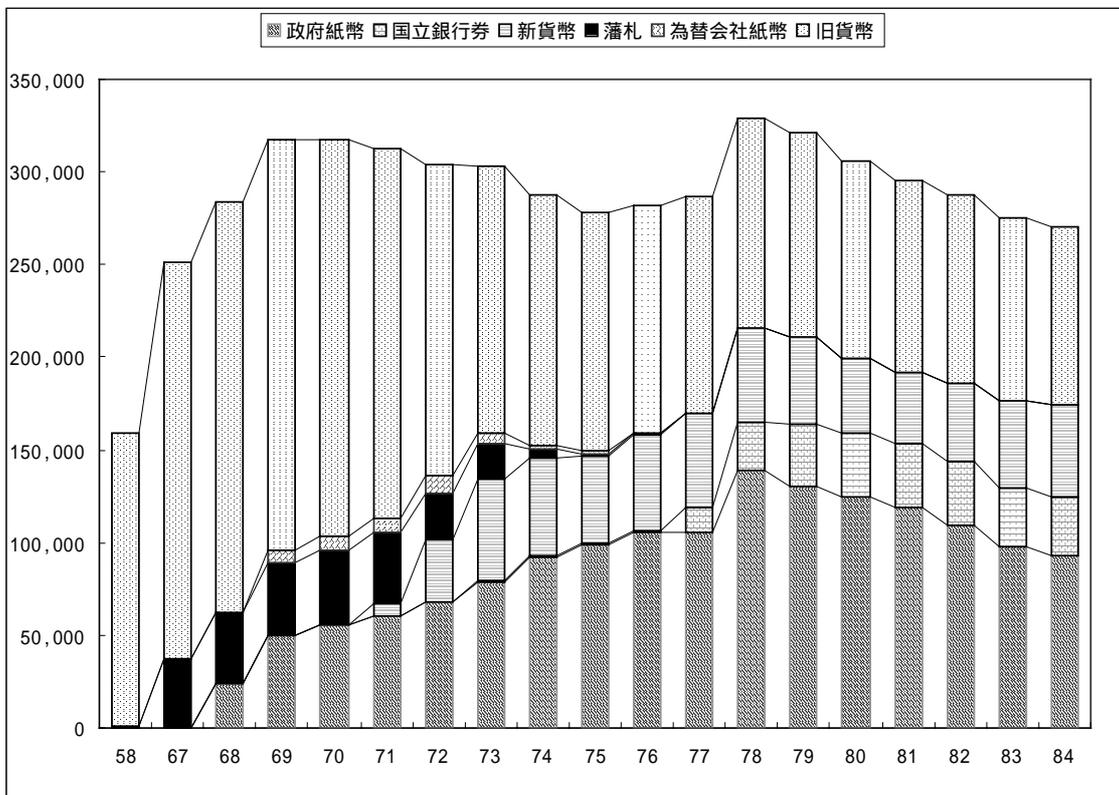
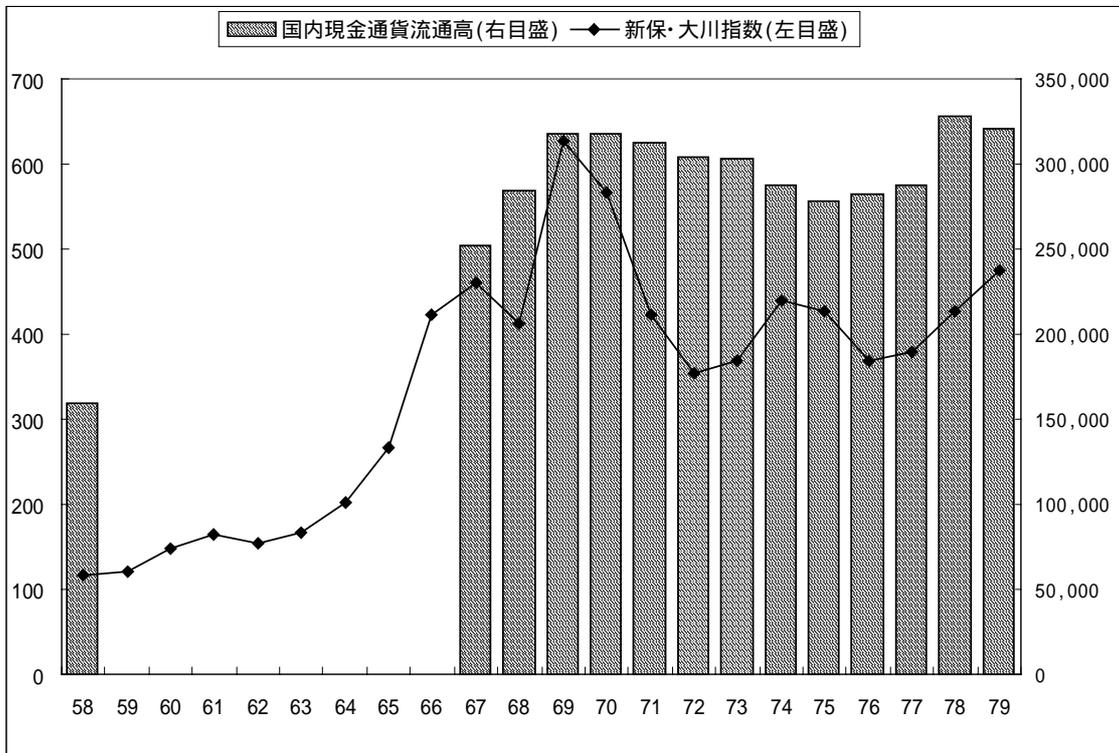


図5 米価、米価前年差の変動計数の推移

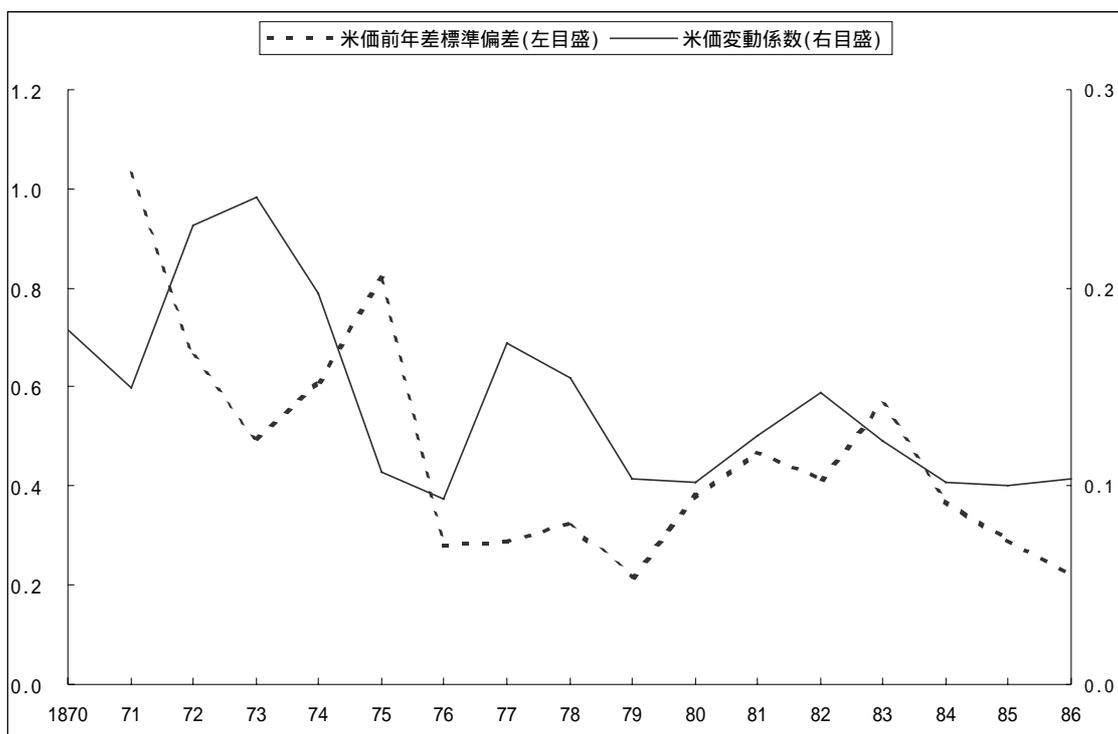


図6 全国平均米価と地稅負担比率の推移

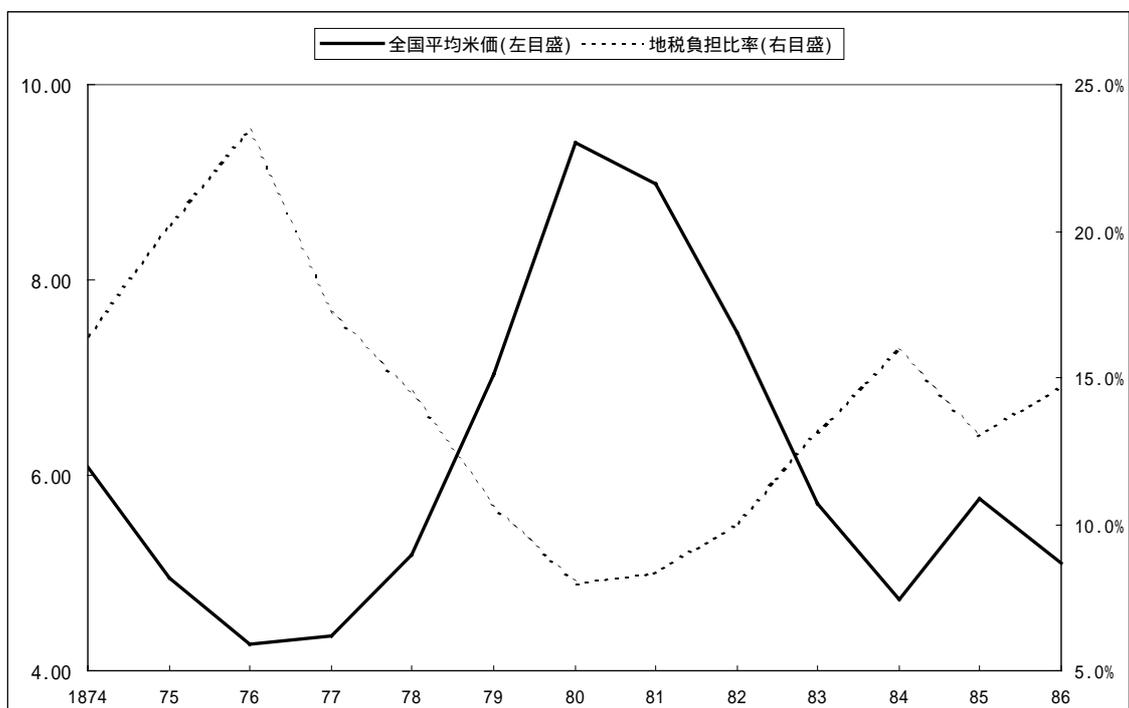


表1 経常歳入・歳出等の推移

(千円単位)

	経常歳入		借入金・公債 等	紙幣発行	経常歳出(含む西南戦争費)		借入金・国債元 金償還分	紙幣償却		
	うち税収	うち地税			うち秩禄	うち利払い費				
1期	4,320	3,157	2,009	4,732	24,037	30,242	295	198	263	0
2期	9,563	4,399	3,356	912	23,963	19,221	1,607	203	1,565	0
3期	10,822	9,323	8,219	4,782	5,355	17,764	2,031	196	2,344	0
4期	20,000	12,852	11,341	0	2,145	17,764	3,048	523	1,471	0
5期	32,620	21,845	20,052	0	17,825	57,730	15,803	439	0	0
6期	74,673	65,014	60,604	10,834	0	60,942	18,046	2,112	884	853
7期	73,446	65,303	59,412	0	0	80,378	26,498	2,474	780	1,112
8期	86,321	76,528	67,718	0	0	64,435	27,096	874	719	981
8年度	69,483	59,194	50,345	0	0	67,591	17,780	3,249	1,396	216
9年度	59,481	51,730	43,023	0	0	65,667	17,617	3,009	1,942	764
10年度	52,338	47,923	39,451	0	0	80,504		14,937	1,838	518
11年度	62,444	51,485	40,455	0	0	53,995		23,017	3,623	3,323
12年度	62,152	55,579	42,112	0	0	50,789		17,915	3,834	5,695
13年度	63,367	55,262	42,346	0	0	54,758		18,180	4,240	4,143
14年度	71,490	61,675	43,274	0	0	64,845		22,654	5,093	1,522
15年度	73,058	67,738	43,342	0	0	64,510		18,396	5,019	3,953
16年度	79,112	67,659	43,538	3,995	0	64,538		18,160	10,499	5,994
17年度	74,670	67,203	43,426	2,000	0	67,968		15,952	3,868	4,827
18年度	59,091	52,581	43,034	3,066	0	43,123		8,899	5,202	12,790
19年度	76,138	64,371	43,282	9,188	0	59,057		16,189	7,902	16,265
20年度	82,112	66,255	42,152	6,049	0	64,381		16,880	4,539	10,533

表2 秩禄支給水準の切り下げと金禄公債の概要

	1869年	1873年	1875年	1876年	(参考) 幕末時点
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
家禄等支給額	34,622	22,658	17,676	11,610	59,865
うち華族家禄	4,504	4,504	5,192		
" " " "		913			
士族等家禄	29,609	16,704	12,337		
" " " "		276			
" " " "	508	260	146		

秩禄削減率	1873年	1875年	1876年	(参考) 幕末時点
1869年	34.6	48.9	66.5	42.2
1873年		22.0	48.8	62.2
1875年			34.3	70.5
1876年				80.6

同削減金額	1873年	1875年	1876年	(参考) 幕末時点
1869年	11,964	16,946	23,012	25,243
1873年		4,982	11,048	37,207
1875年			6,066	42,189
1876年				48,255

金禄高 (推定現石)	公債の種類 利子 支給年限	受取人員 (構成比)	公債総発行額 (構成比)	1人あたり 平均額	利子受取額 合計	1人あたり 利子受取額
1,000円以上 (220石以上)	5% 5年～ 7年6ヶ月分	519人 (0.2%)	31,414千円 (18.0%)	60,528円	1,571千円	3,026円
100円以上 (22石以上)	6% 7年9ヶ月 ～11年分	15,377人 (4.9%)	25,039千円 (14.3%)	1,628円	1,502千円	98円
10円以上 (2.2石以上)	7% 11年6ヶ月 ～14年分	262,317人 (83.7%)	108,838千円 (62.3%)	415円	7,619千円	29円
売買家禄	10% 10年分	35,304人 (11.3%)	9,348千円 (5.4%)	265円	935千円	27円
合計		315,517人	174,638千円	557円	11,610千円	37円

表3 累積債務残高の概要

	本稿推計	政府調査結果 (藩数)		控除額
藩債総額	61,681	74,131	276	12,450
公債額	28,429	34,865	276	6,436
うち新債	12,820	12,820	246	0
旧債	11,221	11,221	228	0
即償債	708	708	50	0
租税債	3,680	3,680	220	0
官金債	0	6,436	250	6,436
削除額	33,252	39,266	271	6,014
うち古債	12,026	12,026	206	0
幕債	0	2,658	131	2,658
私債	0	2,372	24	2,372
返上債	0	501	57	501
空債	0	483	17	483
棄債	14,977	14,977	254	0
宿債	2,501	2,501	23	0
古借滞利	3,747	3,747	207	0

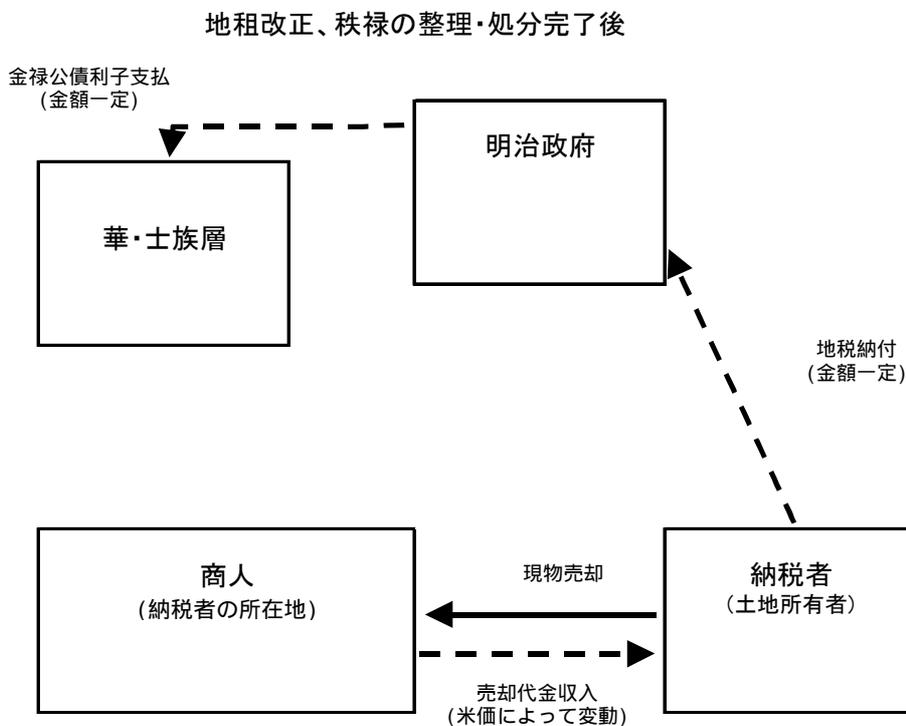
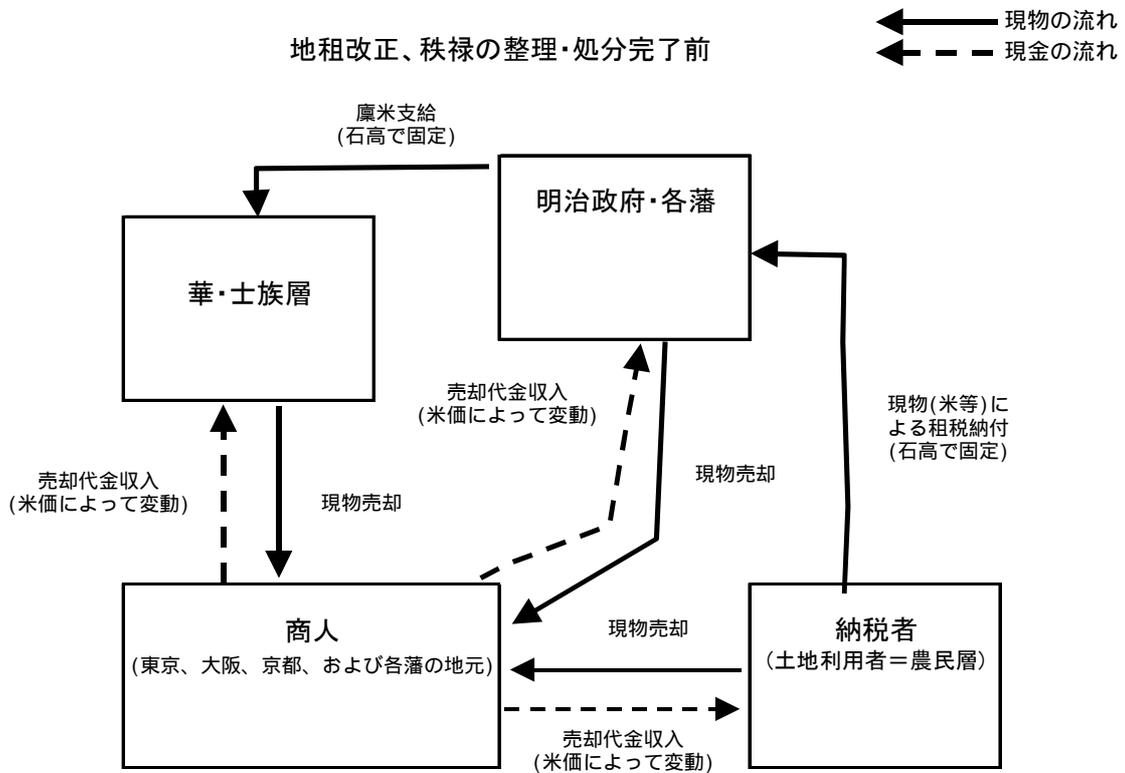
	政府調査結果 (藩数)	紙幣引換予定額	紙幣引換金額
藩札	39,094	24,935	22,910

	政府調査結果 (藩数)		政府負担額	旧藩主負担額
外債総計	4,002	37	2,801	887
公債	2,801	37	2,801	887
利債	887	22		
減額分	314	28		

表 4 累積債務残高の規模の比較

	本稿推計	山口推計	新保推計	高橋・中村
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
旧藩債務総額	104,777	165,683	112,683	117,227(+)
うち藩債	61,681			74,131(+)
藩札	39,094	100,000	47,000	39,094(+)
外債	4,002			
総石高対比 (175,061千円)	0.60	0.95	0.64	0.67(+)
貢租収入額対比 (49,421千円)	2.12	3.35	2.28	2.37(+)
經常歳入額対比 (66,765千円)	1.57	2.48	1.69	1.76(+)
地稅収入額対比 (51,947千円)	2.02	3.19	2.17	2.26(+)

表5 地租改正、秩禄の整理・処分による現物・現金の流れの変化



参考文献

- 青木虹二、『百姓一揆総合年表』、三一書房、1971年
- 有田(宇野)富美子・中村隆英、「東京における卸売物価指数の一推計 1830 - 1936年」、『人文・社会科学論集』第5号、東洋英和女学院大学、1992年
- 井堀利宏、『財政赤字の正しい考え方』、東洋経済新報社、2000年
- 上村淳、『租税制度の歴史』、ぎょうせい、2000年
- 宇野弘藏(編)、『地租改正の研究 上巻』、東京大学出版会、1957年
- 、『地租改正の研究 下巻』、東京大学出版会、1958年
- 梅村又次、赤坂敬子、南亮進、高松信清、新居玄武、伊藤繁、『労働力(長期経済統計 2)』、東洋経済新報社、1988年
- 遠藤湘吉、「地租改正と地方財政」、『地租改正の研究 下巻』、東京大学出版会、1958a、1958年
- 遠藤湘吉、「財政制度」、『講座日本近代法発達史 4』、勁草書房、1958b、1958年
- 大内兵衛、『改訂 日本財政論(公債編)』、改造社、1937年
- 大内兵衛・土屋喬雄(編)、『明治前期財政経済史料集成』第4巻、1932年
- 、『明治前期財政経済史料集成』第7巻、1933年
- 、『明治前期財政経済史料集成』第8巻、1933年
- 、『明治前期財政経済史料集成』第11巻、1932年
- 、『明治前期財政経済史料集成』第12巻、1932年
- 、『明治前期財政経済史料集成』第13巻、1934年
- 大蔵省明治財政史編纂会(編)、『明治財政史(第3版)』第3巻、吉川弘文館、1971年
- 、『明治財政史(第3版)』第9巻、吉川弘文館、1972年
- 、『明治財政史(第3版)』第11巻、吉川弘文館、1972年
- 、『明治財政史(第3版)』第12巻、吉川弘文館、1972年
- 落合弘樹、『秩禄処分』、中央公論新社、1999年
- 賀川隆行、『日本の歴史 崩れゆく鎖国』、集英社、1992年

加藤俊彦、「地租金納化と米穀の商品化についての覚書 米の流通機構を中心として」、『地租改正の研究 下巻』、東京大学出版会、1958年

佐々木寛司、『地租改正』、中央公論新社、1989年

関順也、『明治維新と地租改正』、ミネルヴァ書房、1967年

新保博、『近世の物価と経済発展』、東洋経済新報社、1978年

、「江戸後期の貨幣と物価に関する断章」、『三田学会雑誌』第73巻第3号、慶應義塾経済学会、1980年

高橋亀吉、『日本近代経済史 第1巻』、東洋経済新報社、1968a、1968年

、「日本近代経済史 第2巻』、東洋経済新報社、1968b、1968年

寺西重郎、『日本の経済発展と金融〔一橋大学経済研究叢書別冊〕』、岩波書店、1982年

中村隆英、『明治大正期の経済』、東京大学出版会、1985年

中村哲、『日本の歴史 明治維新』、集英社、1992年

西川俊作、『日本経済の成長史』、東洋経済新報社、1985年

日本銀行調査局(編)、『図録日本の貨幣5 近世信用貨幣の発達(1)』、東洋経済新報社、1974年

日本銀行調査局(編)、『日本金融史資料明治大正編』第16巻、1957年

日本銀行百年史編纂委員会(編)、『日本銀行百年史』第1巻、1982年

、「日本銀行百年史』資料編、1986年

日本史広辞典編集委員会(編)、『日本史広辞典』、山川出版社、1997年

檜垣紀雄、「藩札の果たした役割と問題点」、『金融研究』第8巻第1号、日本銀行金融研究所、1989年

深谷徳次郎、『明治政府財政基盤の確立』、御茶の水書房、1995年

福島正夫、『地租改正<日本歴史叢書21>』、吉川弘文館、1968年

藤木裕、「財政赤字とインフレーション」、『金融研究』第19巻第2号、日本銀行金融研究所、2000年

藤田武夫、『日本地方財政制度の成立』、岩波書店、1941年

藤田武夫、『日本資本主義と財政(上)』、實業之日本社、1949年

藤野正三郎、『日本のマネーサプライ』、勁草書房、1994年

- 山口和雄、「江戸時代における金銀貨の在 high - 『旧新金銀貨幣鑄造高並流通年度取調書』の分析 - 」、『経済学論集』第 28 卷第 4 号、東京大学、1963 年
- 、「藩札史研究序説」、『経済学論集』第 31 卷第 4 号、東京大学、1966 年
- 山本有造、『両から円へ 幕末・明治前期貨幣問題研究』、ミネルヴァ書房、1994 年